

平成23年1月25日開催

石狩市教育委員会会議（1月定例会）資料

<協議事項>

- 1 平成22年度全国学力・学習状況調査結果の分析結果（案）について（別冊）
- 2 平成23年度全国学力・学習状況調査の実施について・・・・・・P1～P3
- 3 石狩市奨学金の状況について（別冊）
- 4 石狩市教育委員会特定事業主行動計画（後期計画）素案について（別冊）

<報告事項>

- 1 平成23年石狩市成人式の実施報告について・・・・・・P4
- 2 石狩市民図書館宅配サービスについて・・・・・・P5～P6
- 3 平成23年度石狩市民図書館開館日について・・・・・・P7～P8
- 4 学級がうまく機能しない状況（いわゆる「学級崩壊」）に関する調査結果について（当日配付）

石 狩 市 教 育 委 員 会

2 平成23年度全国学力学習状況調査の実施について

I 平成23年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（抜粋）

1 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

2 対 象 小学校第6学年 中学校第3学年

3 調査事項

（1）児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

小学校 国語 算数

中学校 国語 数学

イ 質問紙調査

（2）学校に対する質問紙調査

4 調査の方式

（1）抽出調査 抽出候補校 小学校2校 中学校4校

（2）希望利用調査

5 調査実施日 平成23年4月19日火曜日

6 調査結果の取扱い

（1）抽出調査の結果の文部科学省による公表

文部科学省は、本調査の目的を踏まえ、抽出調査の結果を公表し、教育委員会及び学校に情報提供を行う。

（2）調査結果の対象となった学校の各児童生徒の調査結果等の提供

提供元	提供先	提供内容
文部科学省	市町村教委	抽出対象校の児童生徒の調査結果及び学校質問紙調査結果
	抽出対象校	各児童生徒の調査結果及び個人票
学校	児童生徒	個人票

（3）抽出調査校の各児童生徒の調査結果等の取扱いについての配慮事項

調査結果等の取扱いについての配慮事項は、以下のとおり

ア 文部科学省は、抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等について、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等について、アを参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

ウ 抽出調査の対象となった学校に在籍する児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果の提供を受けた教育委員会又は学校が、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげる趣旨で、調査結果を独自に集計する場合、集計結果の公表又は情報公開請求における開示については、本調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、以下の点に十分配慮する。

(ア) 教育委員会や学校は、保護者や地域住民に対して域内の教育及び当該学校の状況について説明責任を有していること

(イ) 情報公開条例等との関係

(ウ) 序列化や過度の競争につながらないようにすること

(エ) 各児童生徒の個人情報の保護との関係

(4) 抽出調査の結果の活用

本調査の目的を達成するため、以下のような抽出調査の結果を活用した取組に努めることとする。

ア 各教育委員会、学校等においては、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に取り組むにあたり、抽出調査の結果を活用すること。その際、各教育委員会においては、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援を行うこと。

(5) 希望利用による調査の結果の取扱い

希望利用による調査の結果の示し方、公表、提供、取扱いの配慮事項、活用については、学校の設置管理者において判断することとする。

特に、(3) ウに記載の点については、希望利用による調査においても十分配慮すること。

II 北海道の方針について

1 平成23年度全国学力・学習状況調査における抽出調査への協力及び希望利用について(照会)

(1) 通知月日等 平成22年12月28日付け 北海道教育庁学校教育局義務教育課長

(2) 方針(本文抜粋)

全国学力・学習状況調査については、これまで、4回の調査結果を踏まえ、各学校において学校改善プランが作成され、学力向上に向けた取組が進められているところです。道教委としては、来年度についても、道内の市町村教育委員会や学校が、子ども一人一人の学習の状況や課題について把握し、更なる学校改善に取り組むため、抽出調査対象校はもとより、抽出調査の対象とならなかったすべての学校で希望利用を活用し、継続的な学習状況等の把握や改善に役立てていただきたいと考えており、各市町村教育委員会においては、こうしたことを十分踏まえ、御検討いただくようよろしくお願いします。

2 全国学力・学習状況調査に係る対応について（照会）

（１）通知月日等 平成２２年１月１４日付け 北海道教育庁学校教育局義務教育課長

（２）方針（抜粋）

現在、北海道教育委員会では、標記調査の平成２３年度の採点・集計等や調査結果の取扱いなどについて対応の検討を行っておりますが、検討に当たり、各市町村教育委員会の皆様の御意見も参考にしたいと考えております。

全国学力・学習状況調査に係る対応について

貴教育委員会が平成２３年度全国学力・学習状況調査の希望利用方式を利用することを前提として、北海道教育委員会（以下、「道教委」）が次のようなことについて理解・協力を求めた場合、貴教育委員会の想定される対応や御意見等をお聞かせください。

- 1 道教委が、例えば、各市町村における中学校の教科に関する平均正答率などの数値を公表することとして、希望利用による調査の採点・集計等に関する採点等実施要領や協定書の内容を見直した場合、貴教育委員会の対応及びその理由をお書きください。

【参考】 平成２２年度全国学力・学習状況調査採点等に関する協定書（抜粋）

（１）協定月日 平成２２年４月１４日

（２）内容（抜粋）

（調査結果の公表等）

第５条 甲が本業務の調査結果を公表又は開示するに当たっては、次の各号に定めるところにより行うものとする。

（１）甲は、乙及び乙が設置管理する学校の協力の下に、教育及び教育施策の改善、児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげる趣旨で採点等の処理を行うものであることから、市町村名及び学校名が特定される形式での結果の公表は行わないものとする。

（２）甲は、本業務に関し開示請求があった場合は、北海道情報公開条例（平成１０年北海道条例第２８号）第１０条第１項第５号の規定により、市町村名及び学校名を非開示情報として取り扱うものとする。

２ 乙は、甲から提供された調査結果を公表又は開示するにあたっては、甲と事前に協議しなければならない。

※ 甲：道教委 乙：石狩市教委

<報告事項>

1 平成23年石狩市成人式の実施報告について

1. 主催 石狩市・石狩市教育委員会
2. 期日 平成23年 1月10日（月・祝）
3. 会場 花川北コミュニティセンター
4. 対象者数 522人（男244人、女278人）
（平成22年11月1日現在の住民基本台帳データによる）
5. 参加者数 359人
6. 参加割合 68.8%

※ 住民登録外の参加希望者（電話による照会等）44人有り

※ 各年の参加者数の推移

	対象者数	参加者数	割合（%）
平成23年	522	359	68.8
22年	563	449	79.7
21年	580	433	74.7
20年	651	457	70.2
19年	715	528	73.8
18年	729	506	69.4

7. 当日の流れ

- | | |
|---------------|---|
| 13:00 ～ | 新成人受付 |
| 13:30 ～ | ホール開場、来賓受付 |
| 13:55 ～ 13:57 | オリエンテーション（参加者向け） |
| 14:00 ～ 14:04 | オープニング演舞（石狩流星海） |
| 14:04 ～ 14:05 | 開式の言葉 |
| 14:05 ～ 14:10 | 主催者挨拶（石狩市長 田岡 克介） |
| 14:10 ～ 14:14 | 来賓祝辞（石狩市議会議長 片平一義 様） |
| 14:14 ～ 14:19 | 成人の誓い（新成人代表4名）
伊藤健人（花川北中学校出身）
本地慶一郎（樽川中学校出身）
上山ちづる（厚田中学校出身）
木村好里（浜益中学校出身） |
| 14:19 ～ 14:39 | 恩師からのビデオレター
平成17年度の各中学校3年担任が出演 |
| 14:39 ～ 14:40 | 閉式の言葉 |
| 14:40 ～ 15:00 | 記念写真撮影の説明、観覧席撤去作業 |
| 15:00 ～ 15:45 | 記念写真撮影 |

[撮影順] ①花川南中 ②石狩中及び厚田区・浜益区の中学校

③樽川中 ④花川北中 ⑤花川中

8. 協力 倉岡高子着物教室（着付け）、石狩流星海（演舞）

2 石狩市民図書館宅配サービスについて

1. 趣旨

多忙で開館時間中に利用できない方、交通の便が悪い地域に住んでいる方、また、様々な理由から図書館を利用できない方などに対して、宅配による図書館サービスを提供する。

2. 実施時期・場所

平成 23 年 3 月 1 日（火）から 本館及び分館で行う

3. 対象者・冊数等

（１）対象者：利用登録済の市民および在勤・在学者（個人のみ）

（２）冊数等：１回につき総重量 3 k g までとする（CD は 2 点まで、DVD or ビデオは 1 点）。

4. 受付・返却方法

受付および返却のみの片道利用も可能とする。

（１）受付方法

① カウンターおよび電話

② メール、ウェブ OPAC（図書館 HP）

（２）返却方法

① 宅配

② カウンターおよびブックポスト

5. 貸出対象資料

石狩市民図書館が所蔵する資料中、図書・雑誌、視聴覚資料、布の絵本・布のおもちゃ等とし、次の資料は貸し出さない。①相互貸借資料、②複製絵画、③禁帯出（貸出禁止）資料、④規格外資料。

6. 費用

利用者の実費負担とする。

（１）一般利用者

ゆうメール運賃 + 着払い手数料（20 円）

重量	～150 g	～250 g	～500 g	～1 k g	～2 k g	～3 k g
運賃	180 円	210 円	290 円	340 円	450 円	590 円
手数料	20 円					
合計	200 円	230 円	310 円	360 円	470 円	610 円

（片道料金・縦横高の総和 170cm 以内）

(2) 心身障がい者

心身障がい者の利用は、事前申請とし、本人または、家族が障がい者手帳を添えて、申込書（後日作成）によりカウンターで申請していただくものとする。

① ゆうメール運賃の半額 + 着払い手数料 (20 円)

重量	～150 g	～250 g	～500 g	～1 k g	～2 k g	～3 k g
運賃	90 円	105 円	145 円	170 円	225 円	295 円
手数料	20 円					
合計	110 円	125 円	165 円	190 円	245 円	315 円

(片道料金・縦横高の総和 170cm 以内)

ア 身体障がい者（以下基準のとおり）

郵便等による不在投票制度の対象者から準用し、以下のとおりとする。

- 心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、膀胱または直腸機能障害、小腸機能障害
のいずれかの障害・・・ 身体障害者手帳が１級または３級の方
- 両下肢機能障害、体幹機能障害、運動機能障害のいずれかの障害
・・・ 身体障害者手帳が１級または２級
- ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・・・ 身体障害者手帳が１級から３級

イ 知的障がい者

ウ 聴覚障がい者

聴覚障がい者のための「ビデオ・DVD」に限り宅配料金が半額となる。

② 無料

○ 視覚障がい者

第4種郵便による特定録音物等郵便物

7. 利用日数

発送日から3週間（通常は2週間）



平成23年度 石狩市民図書館 開館日(案)

休館日 ~ 黒塗り口
図書整理日(6・10・2月) ~ 網掛け
(※祝日は○で囲む)

4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

石狩市民図書館

TEL 0133-72-2000

石狩市花川北7条1丁目26

FAX 0133-73-9120

平成23年度市民図書館の開館日について

10月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

3月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

開館時間

石狩市民図書館

火・金 10:00 ~ 18:00
 水・木 10:00 ~ 20:00
 土・日・祝 10:00 ~ 17:00

分館(花川南・八幡・浜益)

火～日・祝 10:00 ~ 17:00

分館(厚田)

火～日・祝 13:00 ~ 17:00

＜協議事項 1＞

平成22年度 全国学力・学習状況調査の分析結果 (案)

平成 22 年度

全国学力・学習状況調査の結果

～石狩市における調査結果の概要～

石狩市教育委員会

この調査結果は、国及び北海道が公表した、「平成 22 年度全国学力・学習状況調査 調査結果のポイント」で示された調査結果に基づき、本市の小中学校の状況についての概要を掲載したものです。

1. 調査の目的

- (1)義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2)上記の取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3)学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。

2. 調査の対象学年

小学校第 6 学年及び中学校第 3 学年

3. 調査の方式

平成 19 年度～21 年度は、すべての小中学校を対象として実施してきましたが、今年度から、抽出調査（全国で約 30%）及び希望利用調査になりました。

以下において、「全国」「全道」と記載しているデータについては、抽出調査結果です。（北海道においては、札幌市を含まない抽出調査結果にあわせて希望利用調査結果を合算したデータを作成しており、各教科の正答率の状況の欄に参考として掲載しました。）

「石狩市」については、本市の抽出調査結果と希望利用調査結果の合算データとなっています。

※問題の詳細については、「国立教育政策研究所」のホームページを参照してください。
「国立教育政策研究所」(<http://www.nier.go.jp/10chousa/10chousa.htm>)

4. 調査実施日

平成 22 年 4 月 20 日（火）

5. 調査実施学校数及び児童生徒数

小学校 13 校（市内全校） 561 名

中学校 8 校（ 々 ） 518 名

平成22年度 全国学力・学習状況調査の結果分析【小学校国語】

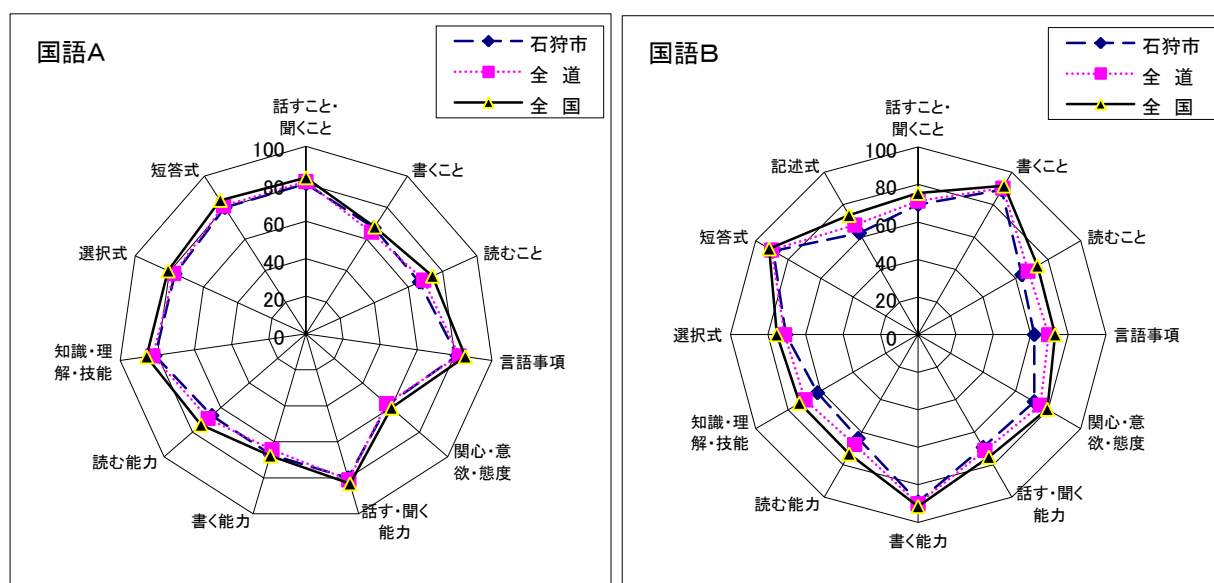
□ 正答率の状況 □

		国語A(主として「知識」に関する問題)		国語B(主として「活用」に関する問題)	
		平均正答数	平均正答率(全国差)	平均正答数	平均正答率(全国差)
全 国	抽出	12.5/15問	83.3 (—)	7.8/10問	77.8 (—)
全 道	抽出	12.0/15問	79.9 (－3.4)	7.4/10問	73.5 (－4.3)
	合算(参考)	11.8/15問	79.0 (－4.3)	7.1/10問	71.2 (－6.6)

全 平均正答率との差	下回る	ほぼ同程度	上回る	下回る	ほぼ同程度	上回る
石 狩 市						

※ほぼ同程度とは－3.0～＋3.0ポイントの範囲

□ 領域・観点別正答率比較グラフ □



□ 国語科の概要 □

- 昨年度に比べて、「書くこと」がやや上昇
- 漢字の読み書きなどの言語事項に課題
- 内容を読み取り、あらすじや感想を要約することに課題

国語 A（主として「知識」に関する問題）

基礎的・基本的な言語活動や言語事項に関する知識や技能が身に付いているかどうかをみる問題です。短答・選択の解答形式で構成されています。領域別では、「話すこと・聞くこと」では全体構成を工夫して話す。「書くこと」ではメモを基にしたリ、文の構成を考えて書く。「読むこと」では説明文や文学的な文章を適切に読む。「言語事項」では漢字の読み書き、国語辞典の活用、共通語と方言の違いなどに関する内容になっています。問題数は15問です。

- ・「話すこと・聞くこと」や「書くこと」の領域については、一部にやや課題が見られますが、ほぼ全国と同程度理解しています。
- ・「読むこと」では、物語の展開に即して人物相互の関係や役割を押さえながら読むことなどにやや課題が見られます。

	国語A	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
(例)	3 内容読取	登場人物の関係を捉えて書く	57.0%	59.6%	65.0%

- ・「言語事項」では、既習の漢字の正しい読み書き、共通語と方言の違い（特質）を押さえそれぞれの使い分けを区別することなどに課題が見られます。

	国語A	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
(例)	1 一 漢字を読む	1 「慣れる」（ナれる）	87.7%	91.8%	96.2%
	1 二 漢字を書く	1 「ヒサしぶり」（久しぶり）	70.6%	75.3%	80.1%
		3 「ヘンカ」（変化）	80.9%	86.9%	90.3%
	8 違いの選択	共通語と方言の使われ方	71.3%	74.9%	81.0%

〈指導の改善にあたって〉

- ・説明文や物語などの読書活動の充実を図り、読書への興味・関心を高めるとともに、語彙力（ごいりょく）をはじめ要旨や登場人物の考え・行動など文章を読み取る力の向上に努めます。
- ・漢字の読み書きでは、繰り返して学習したり、習得した漢字を短文づくりや日記などの文や文章に適切に活用させるなどの指導を通し、基礎的な学力の向上に努めます。

国語 B（主として「活用」に関する問題）

基礎的・基本的な言語活動や言語事項に関する知識・技能を活用することができるかどうかをみる問題です。選択・短答・記述の解答形式で構成されています。領域別では、「話すこと・聞くこと」では資料を効果的に提示して話したり、聞き手を引き付けるように話す。「書くこと」では2つの意見の共通点や相違点を書く。「読むこと」では登場人物の行動や場面の移り変わりの読み取りや理由をまとめて書く。「言語事項」では物語のあらすじを書くことなど、4領域から総計10問の出題です。

- ・「書くこと」については、ほぼ全国と同程度理解しています。
- ・「話すこと・聞くこと」では、話し手が聞き手に問いかける聞き方（工夫）についてのとらえに課題が見られます。

(例)	国語B	設 問		石狩市	全 道	全 国
	3 二	理由を書く	正答率	60.1%	66.5%	73.0%
	自己考察		無解答率	17.6%	15.9%	11.2%

- ・「読むこと」では、文字数が指定されるなどの条件の下、記述による解答が求められる問題への対応に課題が見られます。

(例)	国語B	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
	2 一 物語読取	1 物語を読み、40～60字 であらすじを書く	61.9%	69.5%	73.0%
	2 二 自己考察	物語を読み、60～80字 で自分の思いや考えを 書く	66.0%	75.2%	82.3%

- ・記述式の問題では全国に比べて正答率が低く、無解答率がやや高い傾向にあります。[上段の問題（例） 3 二を参照]

〈指導の改善にあたって〉

- ・登場人物の行動や場面の移り変わりに注意して作品を読み取り、決められた字数であらすじや自分の考えを書くこと、文章の構成や展開などに着目させながら理由を明確にして書いたり、注目点や強調点をしっかり示して発表することができるよう指導に努めます。
- ・授業や自学自習の場で有効にノートが活用が図られ、学びの連続を一層高めるために、自分の考えをもって、目的に応じてメモをしたり、必要事項を整理して書くなどのノート指導の充実を図ります。

教科に関する意識（質問紙の傾向）

- ・「国語の勉強は好きですか」に対する肯定的な回答（好きです、どちらかといえば好きです）は、全国の62.1%に対して石狩市は58.1%でやや低い結果が出ています。
- ・「国語の勉強は大切だと思いますか」に対する肯定的な回答は、全国の91.6%に対して石狩市は90.6%でほぼ同じ結果が出ています。
- ・「国語の授業の内容はよくわかりますか」に対する肯定的な回答は、全国の82.3%に対して石狩市は80.1%と若干下回っていますが同程度です。
- ・「読書は好きですか」に対する肯定的な回答は、全国の73.0%に対して石狩市は72.7%とほぼ同じ結果が出ています。
- ・国語の授業の質問に関して、「目的に応じて資料を読み、自分の考えを話したり書いたりしていますか」、「意見などを発表するとき、うまく伝えるように話の組み立てを工夫していますか」、「自分の考えを書くとき、考えの理由が分かるように気をつけて書いていますか」の設問では、肯定的な回答は全国と同等ですが、「文章を読むとき段落や話のまとまりごとに内容を理解しながら読んでいますか」の問いでは、全国よりやや低い回答になっています。
- ・解答時間が「あまった」や「ちょうどよかった」といった肯定的な回答は、全国に比べて石狩市ではA問題で2.5、B問題で6.4ポイント低い結果となっています。なお、A・Bとも無解答率では、石狩市は全国よりやや高い傾向にあります。

平成22年度 全国学力・学習状況調査の結果分析【小学校算数】

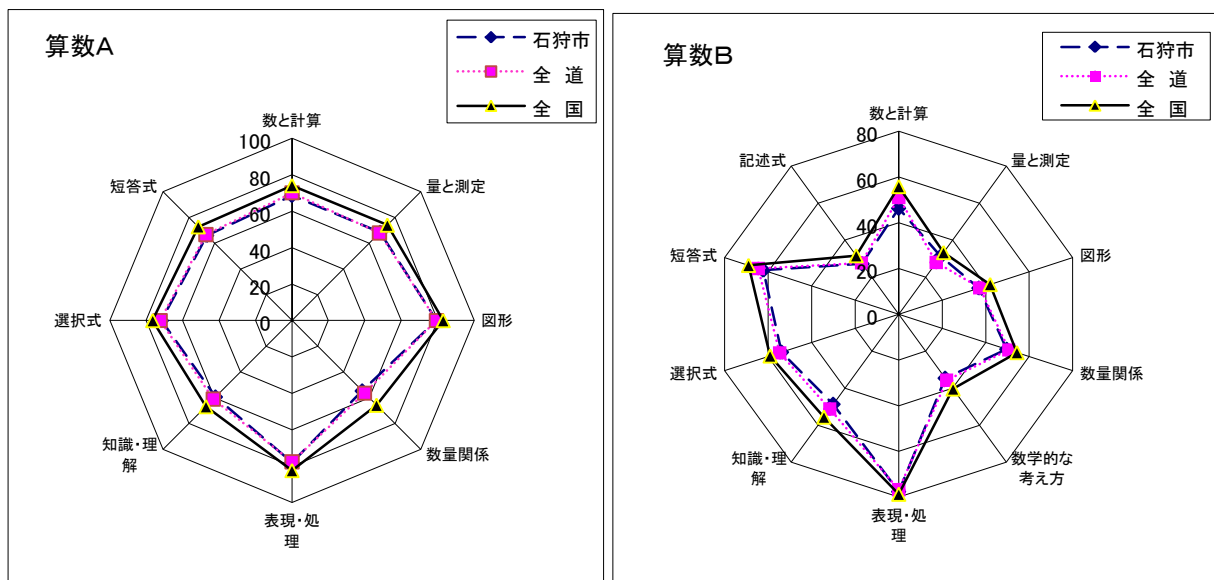
□ 正答率の状況 □

		算数A(主として「知識」に関する問題)		算数B(主として「活用」に関する問題)	
		平均正答数	平均正答率(全国差)	平均正答数	平均正答率(全国差)
全 国	抽出	14.1/19問	74.2 (—)	5.9/12問	49.3 (—)
全 道	抽出	13.1/19問	68.8 (－5.4)	5.4/12問	45.1 (－4.2)
	合算(参考)	12.8/19問	67.2 (－7.0)	5.3/12問	43.8 (－5.5)

全	平均正答率との差	下回る	ほぼ同程度	上回る	下回る	ほぼ同程度	上回る
石 狩 市							

※ほぼ同程度とは－3.0～＋3.0ポイントの範囲

□ 領域・観点別正答率比較グラフ □



□ 算数科の概要 □

- 整数の四則計算や平面図形の定義や性質については、ほぼ定着
- 小数や分数の計算、除法の意味を理解して計算することに課題
- 計算の順序の決まりを理解し計算することに課題
- 公式を理解し、計算して面積を求めることに課題

算数 A（主として「知識」に関する問題）

数量や図形についての基礎的・基本的な知識・技能が身に付いているかどうかをみる問題です。選択・短答の解答形式で構成されています。領域別では、「数と計算」では四則計算・除法（商が1より小さいときに小数や分数で表記）や分数（等分部分を分数で表現）の意味。「量と測定」では円や台形の求積・三角形の補角の大きさ。「図形」では三角形や四角形の定義や性質・立方体の展開図。「数量関係」では混合計算・割合・グラフの読み取りに関するものであり、問題数は19問です。

- 「図形」については、一部にやや課題が見られますが、ほぼ全国と同程度理解しています。
- 「数と計算」では、四則計算はほぼ全国と同程度理解していますが、「整数－小数」の計算や「整数÷整数」で商が1より小さくなる除法の意味の理解や等分してできる部分を表す分数の理解に課題が見られます。

算数A	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
(例) 1 小数の減法	4 8－0.5を計算する	73.4%	75.5%	83.2%
2 除法の意味	1 8 mの重さが4 kgの棒の1 mの重さを求める式と答えを書く	43.3%	45.2%	53.8%
3 分数の意味の理解	長方形の黒い部分を表す分数を選ぶ	56.1%	64.4%	68.6%

- 「量と測定」では、台形の面積の求め方の理解が不十分なために、三角形の求積方法と混同しているなどの課題が見られます。

算数A	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
(例) 5 台形の求積	2 上底3 cm、下底7 cm、高さ4 cmの台形の面積を求める式と答えを書く	56.0%	56.4%	70.1%

- 「数量関係」では、混合計算や割合に関する問題について課題が見られます。

算数A	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
(例) 1 混合計算	6 50＋150×2を解く	54.2%	54.0%	65.9%
9 割合の意味	1 40 m ² は50 m ² のどれだけの割合かを求める	42.2%	48.4%	57.4%

〈指導の改善にあたって〉

- 平面図形の面積を求めるために公式を正しく活用させなければなりません。台形では図形の特徴に注目させ、「上底＋下底」や「÷2」の意味が充分理解されるよう指導に努めます。
- 混合計算では計算の決まり（カッコや乗除が先）に従って順序正しく計算すること、小数では正しい位取りによる計算、分数の意味の理解については分母が違っても大きさが等しい場合があることを図を使うなどして具体的にとらえさせる指導に努めます。
- 除法の意味の理解や割合に関する問題については、「比較量」と「基準量」を的確にとらえて計算するために、問題文を読み取る力を高めるなど国語科などに関連付けた日常の指導の充実に努めます。

算数 B（主として「活用」に関する問題）

数量や図形についての知識・技能などを実生活の場面に活用する力やさまざまな課題解決のために構想を立てて実践し改善する力をみる問題です。選択・短答・記述の解答形式で構成されています。「数と計算」ではおつりが整数になることへの判断。「量と測定」では三角形の面積の説明。「図形」では示された条件を基にした図形の説明や選択。「数量関係」ではグラフや表の読み取りや割合の利用など4領域すべてにわたって出題されており、問題数は12問です。

- ・「量や測定」、「図形」については、一部にやや課題が見られますが、ほぼ全国と同程度理解しています。
- ・「数と計算」では、示された式を解釈し、正しく判断することに課題が見られます。

	算数B	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
〈例〉	1 金額の判断	1 定価が整数になるおつりの金額を選択する	46.3%	51.0%	55.8%

- ・「数量関係」では、計算の決まりを理解し、おつりを正しく求められるように示された式にカッコを書き加えて式に修正することに課題が見られます。

	算数B	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
〈例〉	1 式の修正	2 はじめの式に()を加え、正しい式に修正する	30.5%	34.5%	42.2%

- ・解答が記述式の設問では、全国に比べて無解答率が高い傾向にあります。

	算数B	設 問		石 狩 市	全 道	全 国
〈例〉	4 図形の説明	示された説明を解釈し、別の図形に適用して説明する	正答率	31.2%	28.0%	33.3%
			無解答率	32.1%	29.7%	22.0%

〈指導の改善にあたって〉

- ・与えられた条件を基に問題づくりをしたり、つくった問題を実際に解く過程において問題の吟味や修正に取り組ませる活動を取り入れるなど、数学的な考え方を高めていく指導に一層力を入れていきます。
- ・算数Aと同様、式をたてて正しく計算したり説明することができるよう、問われていることを問題文から読み取るために、他教科との関連を図り読解力の向上に努める取り組みをさらに充実させていきます。

教科に関する意識（質問紙の傾向）

- ・「算数の勉強は好きですか」に対する肯定的な回答は、全国の63.8%に対して、石狩市は、66.1%と若干上回っていますが同程度です。
- ・「算数の勉強は大切だと思いますか」に対する肯定的な回答は、全国の92.1%に対して、石狩市は、90.4%と若干下回りますが同程度です。
- ・「算数の授業内容はよくわかりますか」に対する肯定的な回答は、全国の78.0%に対して、石狩市は、75.9%と若干下回りますが同程度です。
- ・「問題の解き方がわからないときは、あきらめずにいろいろな方法を考えますか」、「授業で学習したことは将来役に立つと思いますか」の設問では全国と同等の結果ですが、「授業で学習したことを普段の生活の中で、活用できないか考えますか」では、全国をやや上回っています。
- ・解答時間が「あまった」や「ちょうどよかった」といった肯定的な回答が、A問題・B問題ともに石狩市は全国をやや下回っています。なお、無解答率の割合では、全国に比べて石狩市はやや高い傾向にあります。

平成22年度 全国学力学習状況調査の結果分析【中学校国語】

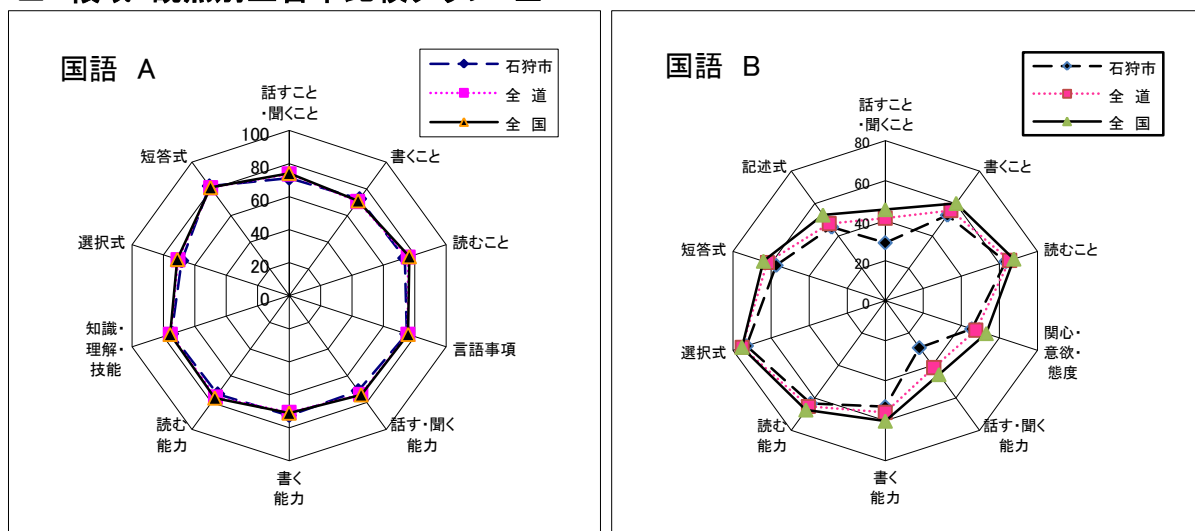
□ 正答率の状況 □

		国語A(主として「知識」に関する問題)		国語B(主として「活用」に関する問題)	
		平均正答数	平均正答率(全国差)	平均正答数	平均正答率(全国差)
全 国	抽出	26.3/35問	75.1 (—)	6.5/10問	65.3 (—)
全 道	抽出	26.2/35問	74.7 (-0.4)	6.3/10問	62.9 (-2.4)
	合算(参考)	26.0/35問	74.2 (-0.9)	6.1/10問	61.2 (-4.1)

全 平均正答率との差	下回る	ほぼ同程度	上回る	下回る	ほぼ同程度	上回る
石 狩 市						

※ ほぼ同程度とは-3.0～+3.0ポイントの範囲

□ 領域・観点別正答率比較グラフ □



□ 国語科の概要 □

- 基礎的基本的な知識・理解は、年々着実に向上
- 言葉についての基本的な知識は、ほぼ定着
- 筋道を立てて考えたり、基礎的知識を応用して活用することに課題
- 言葉の意味を理解し、活用することに課題

国語 A（主として「知識」に関する問題）

基礎的・基本的な言語活動や言語事項に関する定着度をみる問題で構成されています。「話すこと・聞くこと」では説得力のある話し方や聞き取り方、目的に沿った適切な質問の仕方。「書くこと」では読みやすく分かりやすい文章や内容の整理、相手に応じた表現の工夫。「読むこと」では文章や語句の意味や内容を捉える。「言語事項」では漢字の読み書き、適切な使い方等に関する出題内容になっています。問題数は35問です。

- 基本的な漢字の「読み・書き」についてはほぼ全国と同程度、または、やや上回っています。

	国語A	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
(例)	10一 漢字を書く	1 「ソウダン」（相談）	76.0%	73.5%	76.0%
		2 「コウシキ」（公式）	76.4%	74.6%	73.6%
		3 「スガタ」（姿）	86.5%	83.9%	82.1%
	10二 漢字を読む	1 「冒頭」（ボウトウ）	91.9%	92.5%	92.7%
		2 「衝撃」（ショウゲキ）	97.5%	95.1%	94.8%
		3 「導く」（ミチビク）	97.9%	96.6%	96.3%

- 語句の意味を理解し適切に使うことは、一部にやや課題が見られるものの、ほぼ全国と同程度理解しています。

	国語A	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
(例)	10三 適切な語・語句を選択する	ア <u>過程</u> を調べる	83.0%	85.2%	84.2%
		イ 会議で決を <u>採る</u>	35.0%	40.6%	43.2%
		ウ <u>ひとえに</u> 母のおかげです	61.1%	64.5%	63.5%
		エ <u>申して</u> おりました	51.1%	52.0%	52.8%
		オ ほうっておけない <u>性分</u>	50.9%	51.2%	48.8%

- 論理や文章の展開に即して内容を理解することにやや課題が見られます。

	国語A	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
(例)	8一 論理の展開と内容理解	「鳥とは違う」カモノハシの特徴を選択	49.9%	54.2%	56.6%
	8二 文章の展開と内容理解	「ひどい文章」の説明で適切なものを選択	67.3%	73.7%	74.5%

〈指導の改善にあたって〉

- 接続詞や指示語などに注意して話の筋道を的確に捉え、言葉の使い方を正確に理解することができるよう、読書などの活動を通してさらに指導に努めます。
- 目的や意図、場、相手に応じて、適切にわかりやすく文章を書くよう、指導に努めます。
- 日常生活の中で、自分の考えを持ち、順序立てて考えたり相手の立場に立ってわかりやすく説明することの大切さについて、さらに指導に努めます。

国語 B（主として「活用」に関する問題）

基礎的・基本的な言語活動や言語事項に関する知識・技能を活用（応用）することができるかどうかをみる問題で構成されています。「読むこと」を中心に「話すこと・聞くこと」「書くこと」「言語事項」の各領域・事項が重複し、応用・発展した出題になっています。問題数は10問です。

- 新聞に関する設問で、「表現を捉える」「内容をもとに自分の考えを書く」ことは全国平均をやや上回る結果です。「資料提示の工夫と具体的説明」及び「文章内容の説明」には課題が見られます。

	国語 B	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
(例)	1 一 情報読取	新聞記事を読んで、施設の開設年月を読み取る	65.4%	72.4%	74.7%
	1 二 記事表現	記事とコラムを比較する	49.9%	49.9%	48.9%
	1 三 自己考察	記事内容から感想を書く	56.7%	43.1%	51.6%
	2 三 工夫説明	資料の修正方法とその理由を書く	29.0%	41.3%	45.6%
	3 三 自己考察	自分の考えを書く	50.9%	58.4%	62.0%

〈指導の改善にあたって〉

- 自分の伝えたい内容がより効果的に伝わるよう、作成した資料を見直し、聞き手の立場に立って文の内容を組み替えたり、生徒が相互に評価しあうなどの工夫と指導に努めます。
- 発展的な問題で、複数の要素を組み合わせて考えることや筋道を立て考えることに課題が残ります。基礎的知識の充実とともに、順序立てて考えたりいろいろな角度からの見方や考え方ができるよう、日常生活に関連付けた指導に努めていきます。

教科に関する意識（質問紙の傾向）

- 「国語の勉強は好きですか」に対する肯定的な回答は、全国の57.2%に対して、石狩市は62.1%と、やや高い結果が出ています。
- 「国語の勉強は大切だと思いますか」に対する肯定的な回答は、全国の89.0%に対して、石狩市は86.6%と、若干下回っていますが同程度です。
- 「国語の授業内容はよく分かりますか」に対する肯定的な回答は、全国の69.9%に対して、石狩市は67.3%と、若干下回っていますが同程度です。
- 「読書は好きですか」では、石狩市は「好き」が46.6%で全国より高く、「どちらかといえば」を加えると66.7%で、全国よりやや低い結果が出ています。
- 国語の授業で、「目的に応じて資料を読み、自分の考えを話したり書いたりしていますか」「意見などを発表するとき、うまく伝わるように話の組み立てを工夫していますか」「自分の考えを書くとき、考えの理由が分かるように気をつけて書いていますか」「文章を読むとき、段落や話のまとまりごとに内容を理解しながら読んでいますか」の各設問の肯定的な回答率は、いずれも全国より数%低い回答となっています。
- 国語科の無解答率は若干高いもののほぼ全国並です。学習状況調査では、国語 A・B の解答時間が「余った」「ちょうどよかった」の肯定的な回答の合計が全国より数%高い結果が出ています。

平成22年度 全国学力学習状況調査の結果分析【中学校数学】

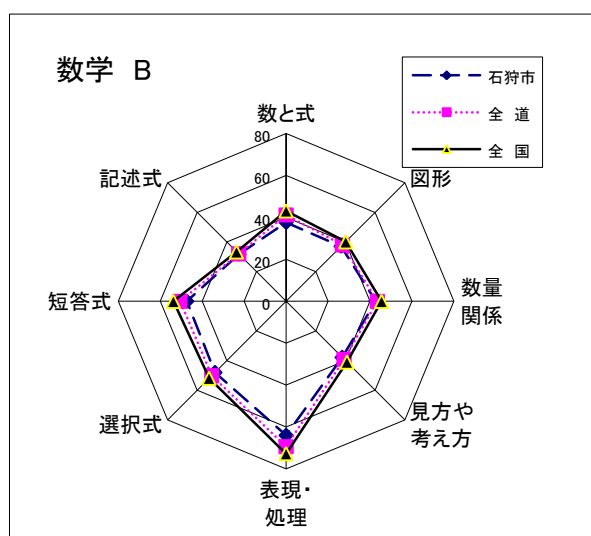
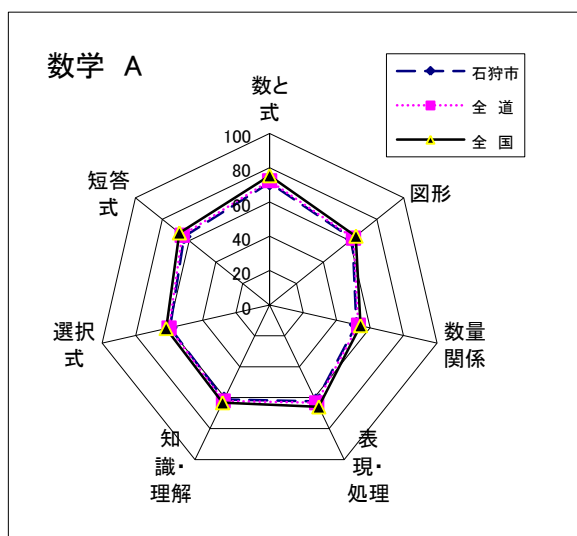
□ 正答率の状況 □

		数学A(主として「知識」に関する問題)		数学B(主として「活用」に関する問題)	
		平均正答数	平均正答率(全国差)	平均正答数	平均正答率(全国差)
全国	抽出	23.3/36問	64.6 (—)	6.1/14問	43.3 (—)
全道	抽出	22.6/36問	62.7 (-1.9)	5.8/14問	41.2 (-2.1)
	合算(参考)	21.9/36問	60.9 (-3.7)	5.5/14問	39.1 (-4.2)

全 平均正答率との差	下回る	ほぼ同程度	上回る	下回る	ほぼ同程度	上回る
石 狩 市						

※ ほぼ同程度とは-3.0～+3.0ポイントの範囲

□ 領域・観点別正答率比較グラフ □



□ 数学科の概要 □

- 基礎的・基本的な知識・理解は、年々着実に向上定着
- 基本的な文字式や方程式の計算は、ほぼ定着
- 文字式や等式の変形、関数等についての理解に課題
- 基礎的知識の連携や論理的・発展的な考え方に課題

数学 A （主として「知識」に関する問題）

数量や図形についての基礎的・基本的な知識・技能の定着度をみる問題です。「数と式」では分数の計算、正の数・負の数、文字式、代入、方程式。「図形」では対称、平面図形と立体図形、円柱の体積、内角の和、条件と証明等。「数量関係」では比例・反比例、一次関数に関する出題となっています。観点として、数学に関する基礎的な表現・処理及び知識・理解を主とした出題となっています。問題数は36問です。

- 基本的な文字式や方程式の計算や解き方等は全国平均正答率とほぼ同程度または上回っています。

	数学A	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
(例)	3 (1) 方程式の解	$2x = x + 3$ についての正しい記述を選択する	56.5%	54.1%	55.2%
	7 (1) 命題と仮定	「 $AO=BO, CO=DO$ ならば $AC=BD$ である」の仮定をすべて書く	78.6%	76.9%	75.2%
	14 (2) 確率の意味	1枚の硬貨を投げるときの確率について正しい記述を選ぶ	72.0%	65.8%	63.7%

- 文字式、等式の変形、また、関数について数値の変化、 x と y の関係を式で表すなど、基本事項の理解と習熟にやや課題が見られます。

	数学A	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
(例)	2 (4) 文字式表現	2桁の自然数を表す式を選ぶ	57.1%	62.3%	65.9%
	2 (5) 等式の変形	等式 $2x + y = 5$ を、 y について解く	64.7%	66.8%	72.1%

- 具体的事象の関係を関数や方程式などで表し計算したり、分数の計算にやや課題が見られます。

	数学A	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
(例)	3 (2) 一次方程式	$(x+1) \div 5 = 2$ を解く	53.2%	54.6%	58.1%

〈指導の改善にあたって〉

基礎的事項を定着するためには日常的に繰り返すことが大切です。意識的・計画的に演習するなど、反復学習によって定着に努めていきます。

	数学A	設 問	石狩市正答率	全道正答率	全国正答率
(例)	5 (4) 円柱の体積	円柱の体積を求める式と答えを書く	35.3%	35.8%	39.9%

数 学 B （主として「活用」に関する問題）

数量や図形についての知識・技能などを実生活の場面に活用する力や、さまざまな課題解決のために構想を立てて実践し改善する能力をみる問題です。領域では、「数と式」は情報の選択と処理・筋道を立てたり発展的に考え説明したり、「図形」は与えられた証明から仕組みを考えたり、成り立つ事柄の特徴を数学的表現を用いて説明する。「数量関係」も必要な情報の選択処理、数学的説明など、数学的見方や考え方を主にした応用・発展的出題になっています。

- ・ 個々の基礎的知識を連携させたり、論理的・発展的に考えたりすることにやや課題が見られます。
- ・ 無解答率が高くなっていることにもやや課題が見られます。

	数学B	設 問		石狩市	全 道	全 国
(例)	6 (1) 変化する数量 円柱の体積	長さや面積を表すグラフの特徴を説明する	正答率	33.5%	35.4%	38.4%
			無解答率	54.0%	52.5%	48.3%

〈指導の改善にあたって〉

- ・ 基礎的知識の充実、数式等の意味・成り立ち、筋道を立てて考えることなど、課題を整理・確認し、再度指導に努めます。
- ・ 日常生活の中から数学的な考え方が導き出せるような取組に努めます。

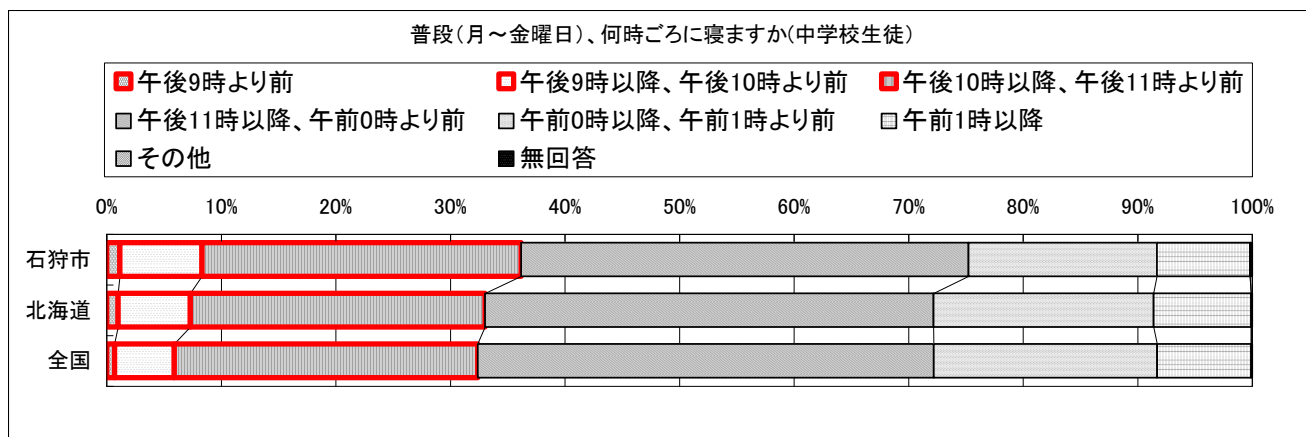
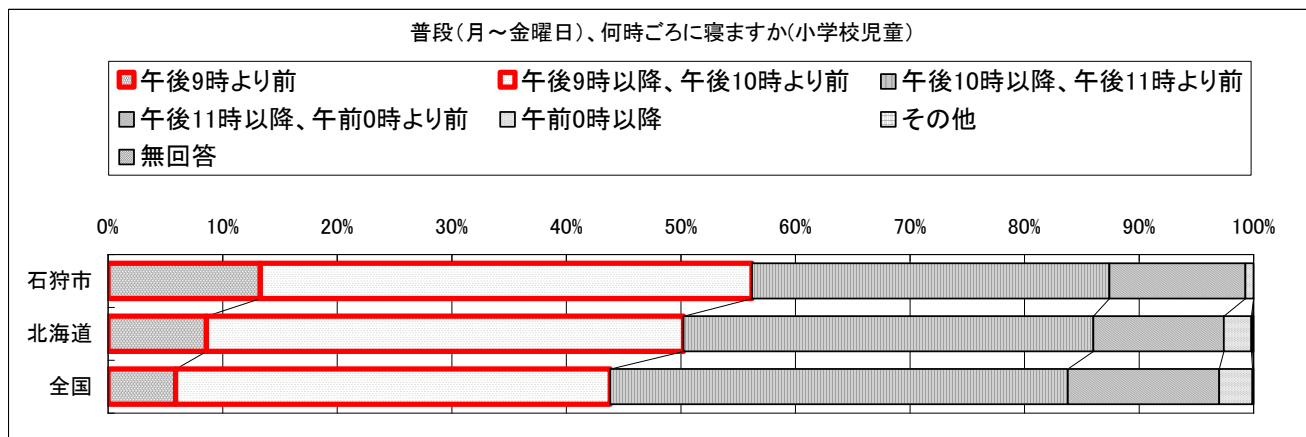
教科に関する意識（質問紙の傾向）

- ・ 「数学の勉強は好きですか」に対する肯定的な回答は、全国の53.3%に対して、石狩市は49.5%と、やや低い結果が出ています。
- ・ 「数学の勉強は大切だと思いますか」に対する肯定的な回答は、全国の79.3%に対して、石狩市は71.9%と、低い結果が出ています。
- ・ 「数学の授業内容はよく分かりますか」に対する肯定的な回答は、全国の65.7%に対して、石狩市は57.5%と、低い結果が出ています。
- ・ 「数学ができるようになりたいと思いますか」に対する肯定的な回答は、全国の92.2%に対して、石狩市は、88.2%で低い結果となっています。
- ・ 「問題の解き方が分からないときは、あきらめずにいろいろな方法を考えますか」「授業で学習したことを普段の生活の中で活用できないか考えますか」「授業で学習したことは、将来、社会に出たときに役に立つと思いますか」に対する肯定的な回答は、いずれも全国より数%低い結果が出ています。
- ・ 「最後まで解答を書こうと努力しましたか」に対する肯定的な回答は全国よりも低く、数学A・Bともに無解答率も全体的に高くなっています。しかし、「解答時間は十分でしたか」に対しての肯定的な回答は全国よりも高い数値が出ています。

基本的な生活習慣や家庭学習習慣について

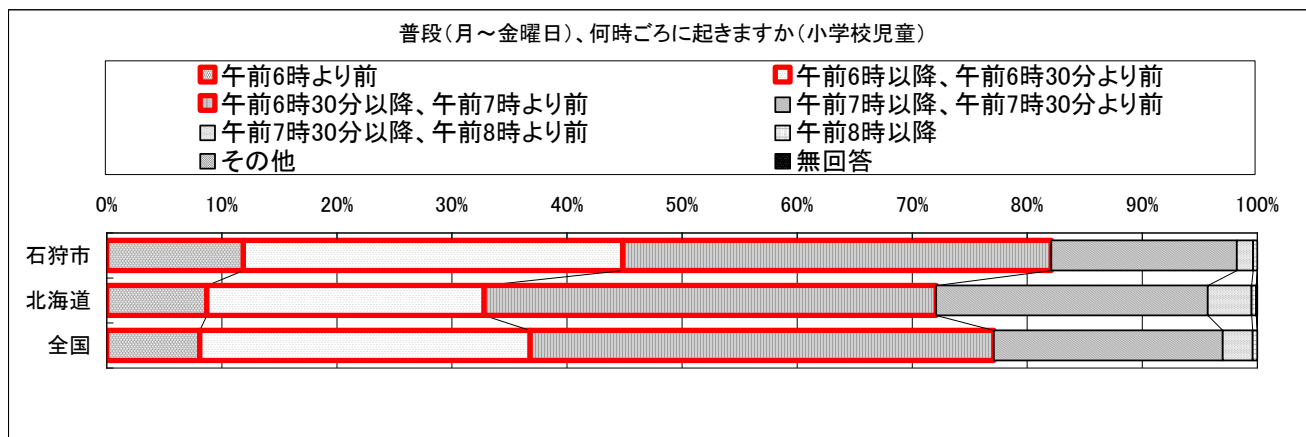
就寝時間は、小学生、中学生ともに全国・全道よりも早め。

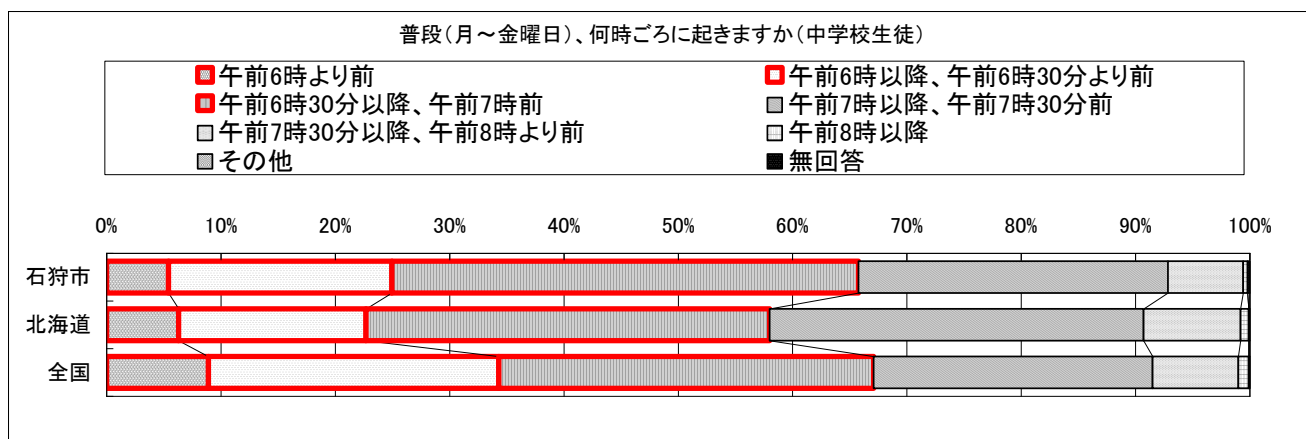
夜10時前に就寝している小学生の割合は56.2%（全国比12.4ポイント高い）、11時前に就寝している中学生の割合は36.3%（全国比3.8ポイント高い）で、いずれも全国・全道より高く、就寝時間が比較的早めの傾向にあります。



起床時間は、全国・全道より小学生はやや早め、中学生は全国とほぼ同様。

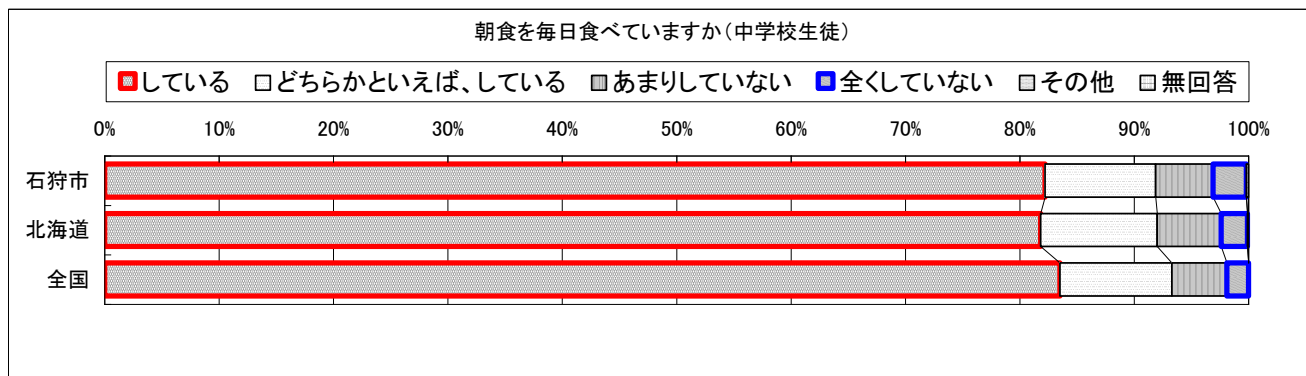
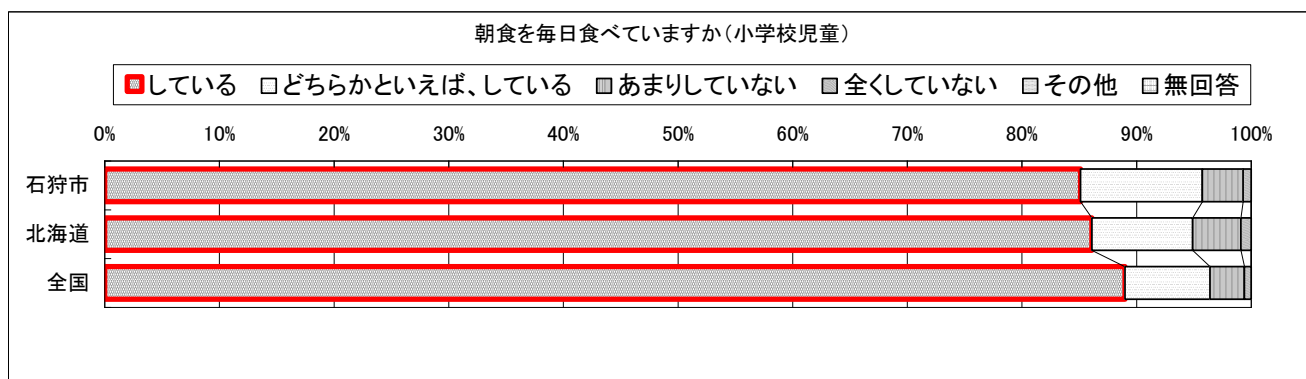
午前7時前に起床している小学生の割合は82.1%（全国比5.0ポイント高い）、中学生は65.7%（全国比1.3ポイント低い）で、全国と比較して、小学生はやや早め、中学生はほぼ同じ傾向にあります。





朝食を毎日食べている割合は、小学生は全国よりもやや低く、中学生は全国とほぼ同様。

朝食を毎日食べている割合は、小学生では 85.1% (全国比 3.9 ポイント低い)、中学生では 82.2% (全国比 1.3 ポイント低い) で、小学生は全国よりもやや低く、中学生は全国とほぼ同じ状況にあります。
ただし、朝食を全く食べない中学生の割合が 2.9% となっています。



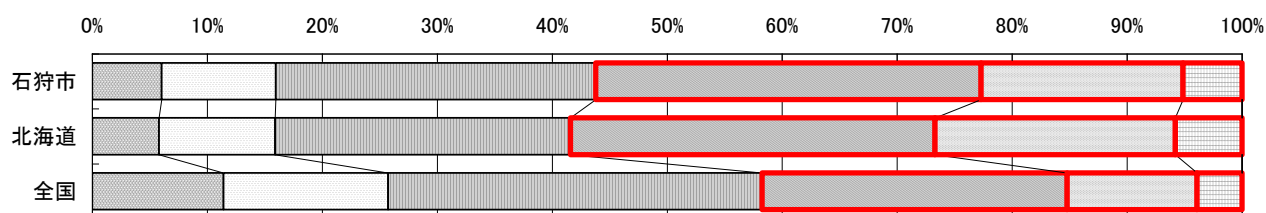
家庭学習時間は、全国よりも短い。

平日(月～金曜)における家庭での学習時間は、小中学生ともに全国より短く、「1時間未満(全くしないも含む)」と回答した割合は、小学生で 56.2% (全国比 14.5 ポイント高い)、中学生で 41.0% (全国比 7.4 ポイント高い)、休日では小学生で 54.4% (全国比 9.0 ポイント高い)、中学生で 40.8% (全国比 5.2 ポイント高い) とともに全国を上回っています。

2時間以上家庭学習をする中学生の割合は平日では 28.2% (全国比 7.5 ポイント低い)、休日は 31.9% (全国比 6.3 ポイント低い) で、ともに全国より低くなっています。

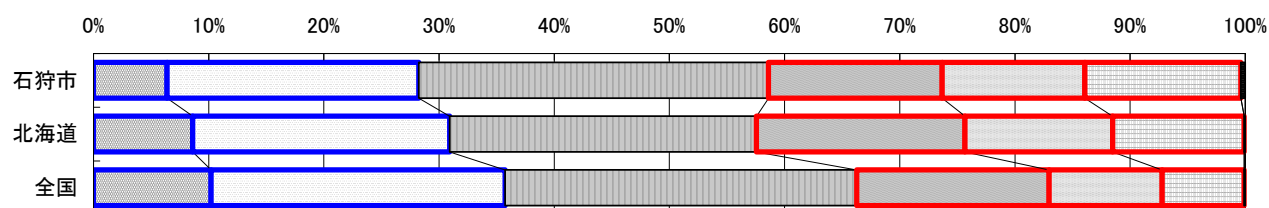
学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか(小学校児童)

☐ 3時間以上 ☐ 2時間以上、3時間未満 ☐ 1時間以上、2時間未満 ☐ 30分以上、1時間未満
☐ 30分未満 ☐ 全くしない ☐ その他 ☐ 無回答



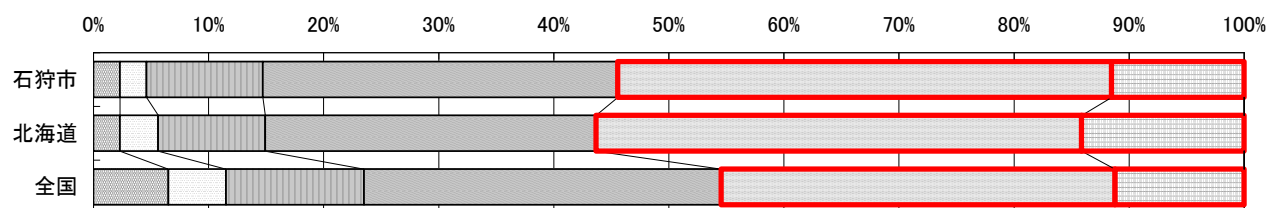
学校の授業時間以外に、普段(月～金曜日)、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか(中学校生徒)

☐ 3時間以上 ☐ 2時間以上、3時間未満 ☐ 1時間以上、2時間未満 ☐ 30分以上、1時間未満
☐ 30分未満 ☐ 全くしない ☐ その他 ☐ 無回答



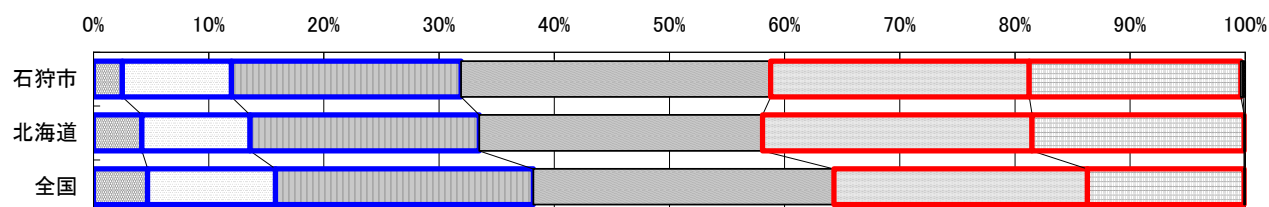
土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか(小学校児童)

☐ 4時間以上 ☐ 3時間以上、4時間未満 ☐ 2時間以上、3時間未満 ☐ 1時間以上、2時間未満
☐ 1時間未満 ☐ 全くしない ☐ その他 ☐ 無回答



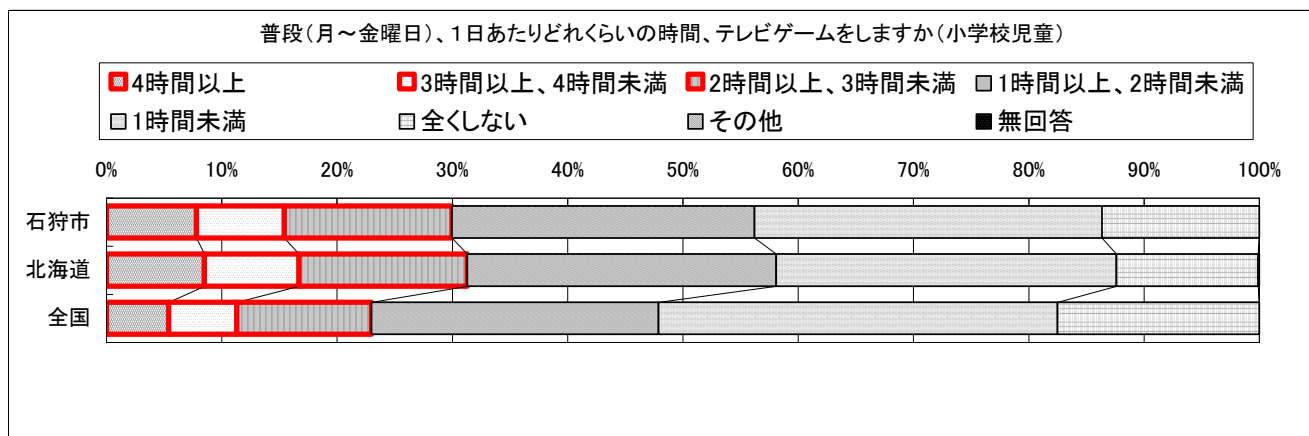
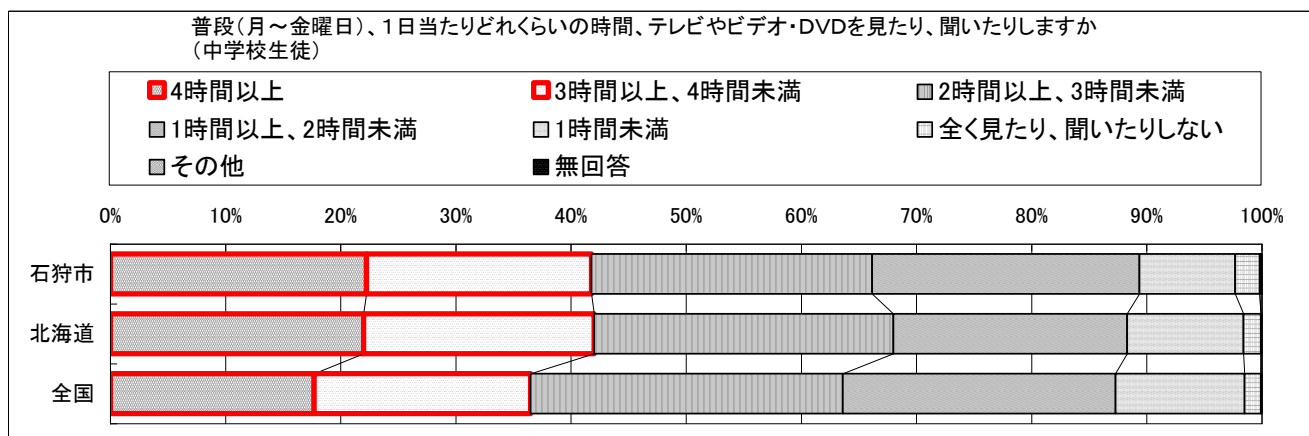
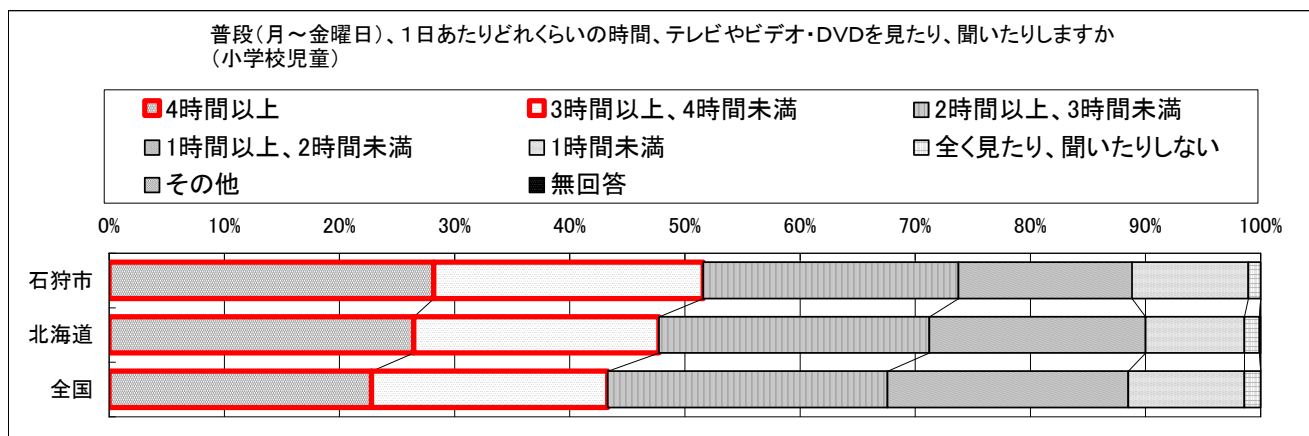
土曜日や日曜日など学校が休みの日に、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか(中学校生徒)

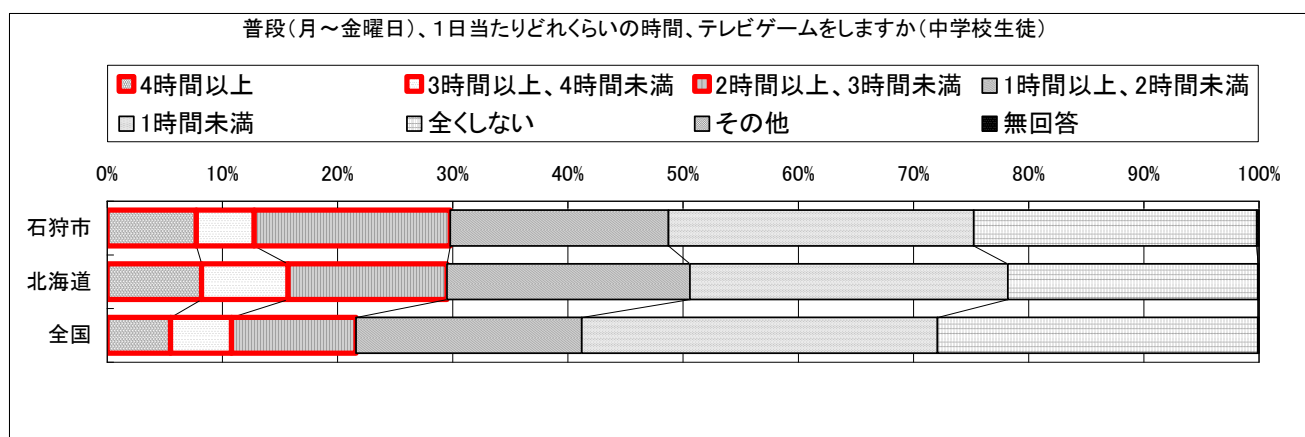
☐ 4時間以上 ☐ 3時間以上、4時間未満 ☐ 2時間以上、3時間未満 ☐ 1時間以上、2時間未満
☐ 1時間未満 ☐ 全くしない ☐ その他 ☐ 無回答



テレビやDVDなどを見る時間や、テレビゲームをする時間は長め。

平日にテレビ、ビデオ、DVDを見ている時間については、3時間以上見ている割合が小学生で**51.6%**（全国比8.3ポイント高い）、中学生では、**41.8%**（全国比5.3ポイント高い）で、ともに全国を上回っています。テレビゲームでは、2時間以上している割合は、小学生では**30%**（全国比7.0ポイント高い）中学生で**29.8%**（全国比8.0ポイント高い）となっており、ともに全国と比べて高い傾向にあります。

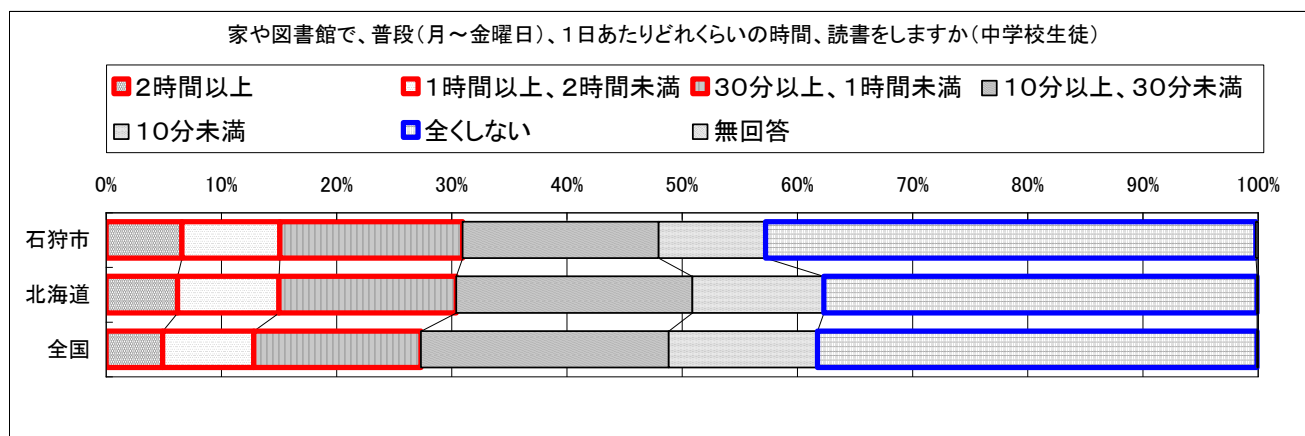
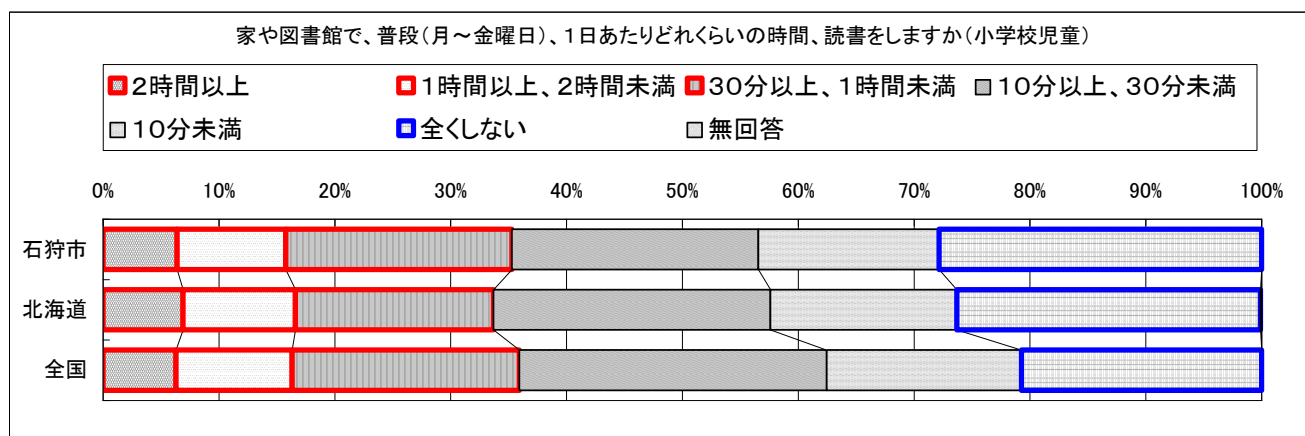




家庭で30分以上読書する小学生は、全国と同程度で、中学生は、やや多い。

1日に30分以上読書する小学生は、35.3%(全国比 0.6 ポイント低い)で全国とほぼ同程度、中学生は30.9%で全国を3.7ポイント上回っています。

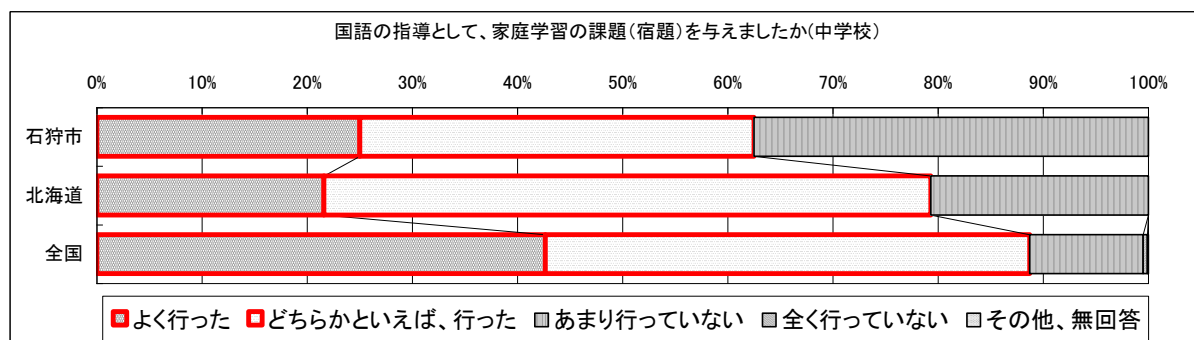
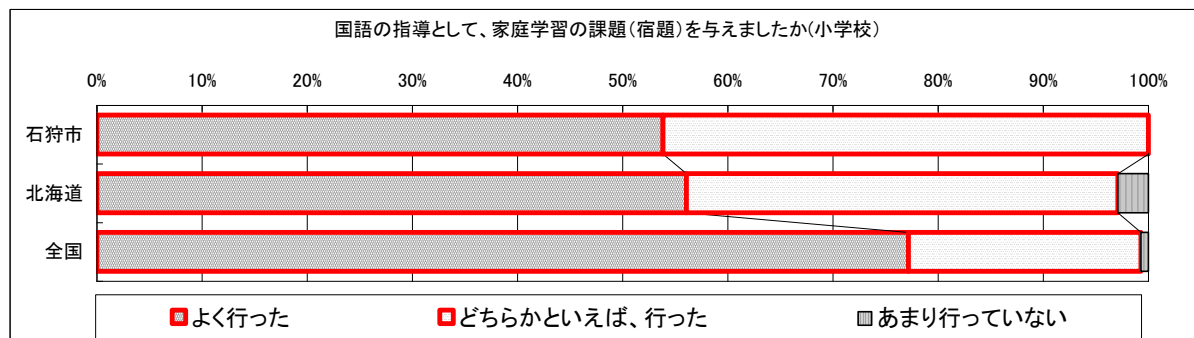
一方、全く読まない小学生は27.8%で全国より7.1ポイント高く、中学生は42.6%で全国より4.5ポイント高くなっています。



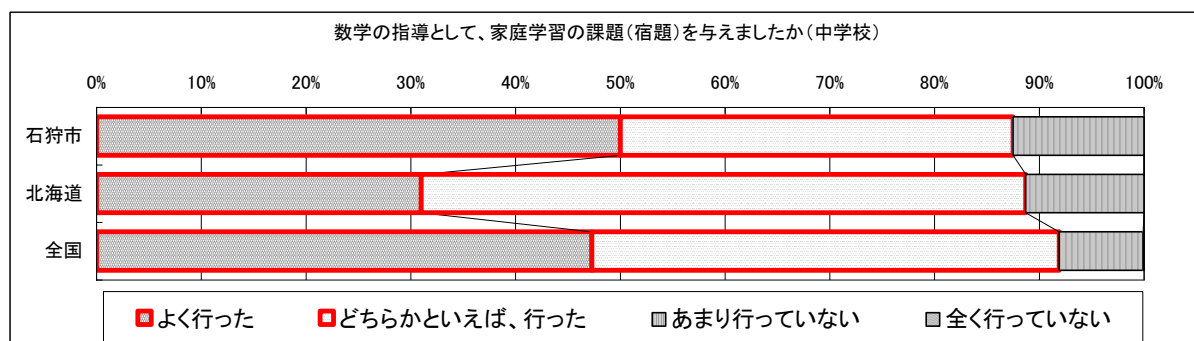
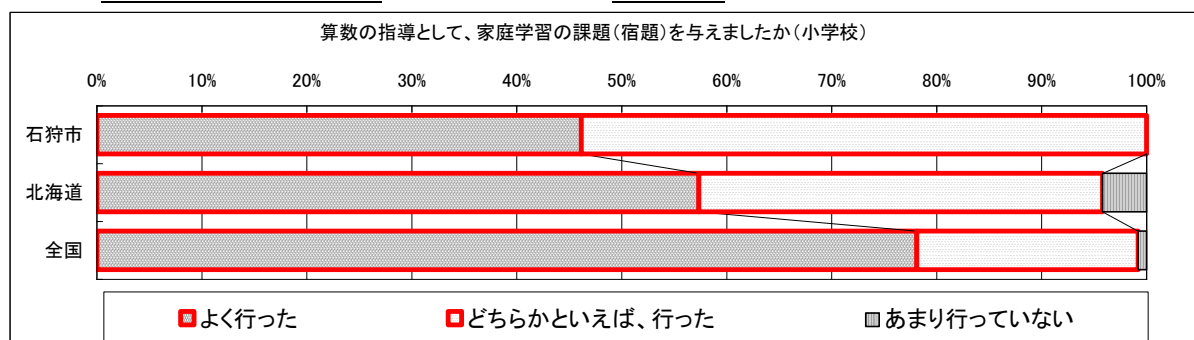
学習状況調査「学校質問紙結果」より

【家庭学習・家庭との連携】

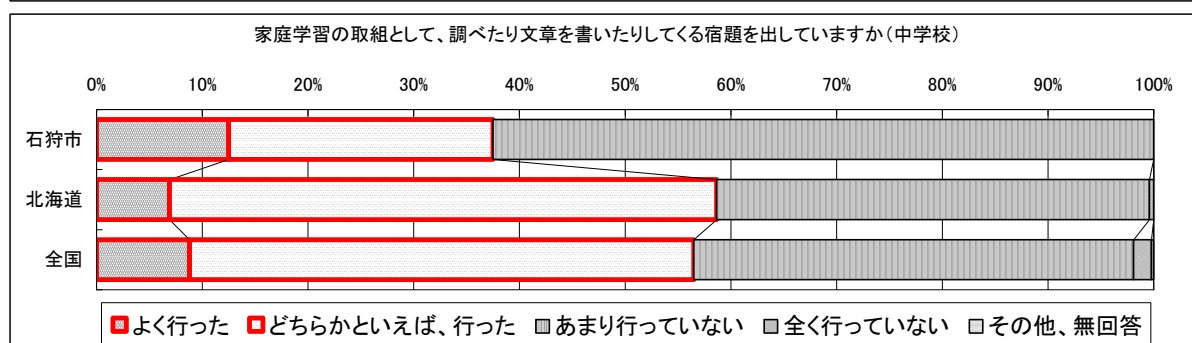
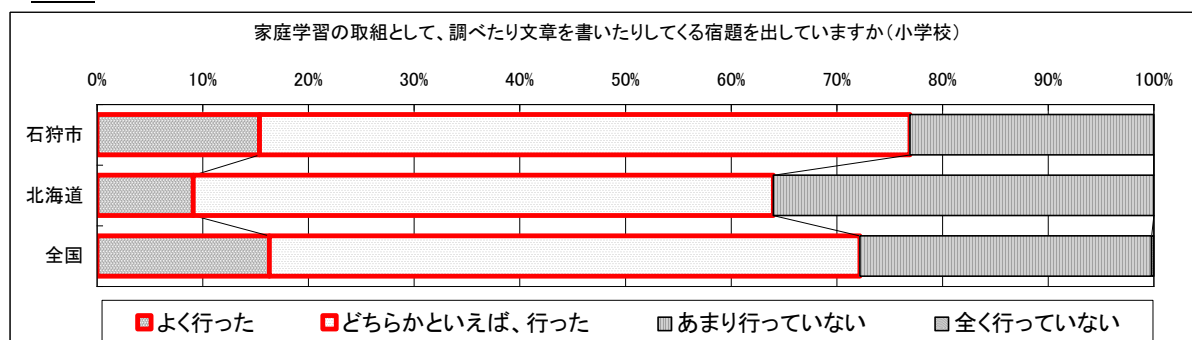
○国語の指導として、家庭学習の課題（宿題）を与えた学校の割合は、小学校においては 100% で全国とほぼ同程度、中学校においては 62.5% で全国と比べて、26.3 ポイントと極めて低い。



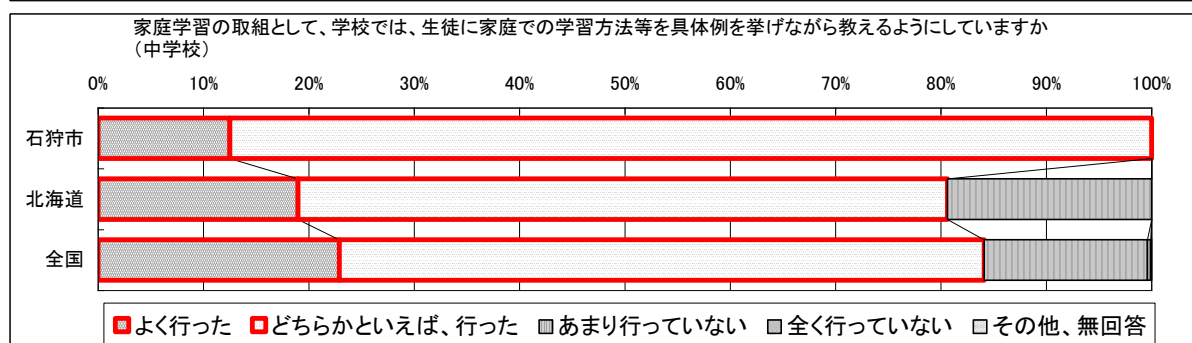
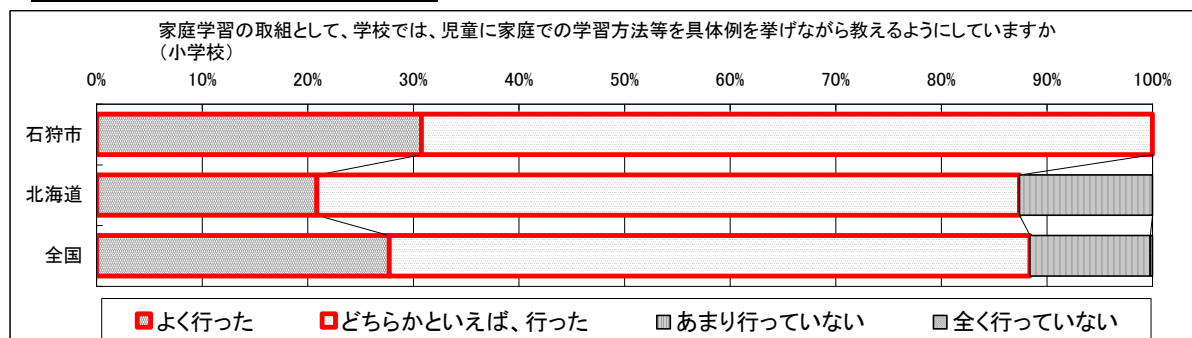
○算数・数学の指導として、家庭学習の課題（宿題）を与えた学校の割合は、小学校においては 100% で全国とほぼ同程度、中学校においては 87.5% で全国と比べて、4.4 ポイント低い。



○家庭学習の取組として、調べたり文章を書いたりしてくる宿題を出している学校の割合は、小学校においては 76.9% で全国と比べて 4.7 ポイント高く、中学校においては 37.5% で全国と比べて 19.0 ポイント低い。

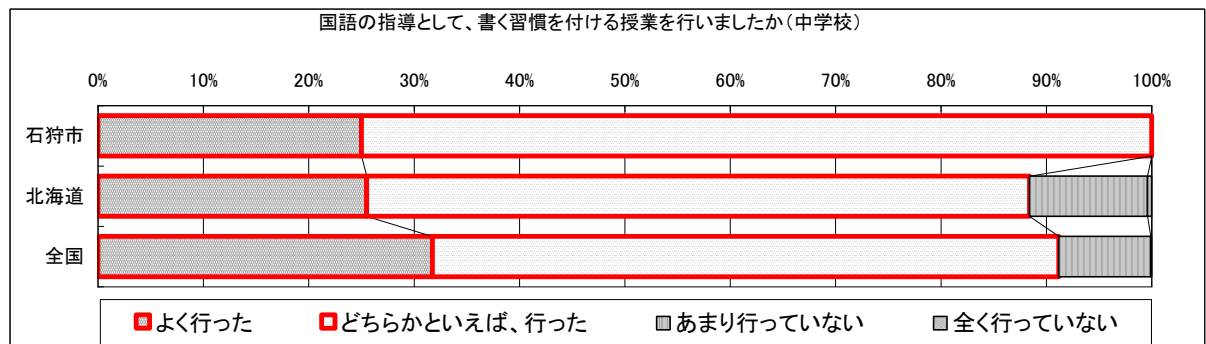
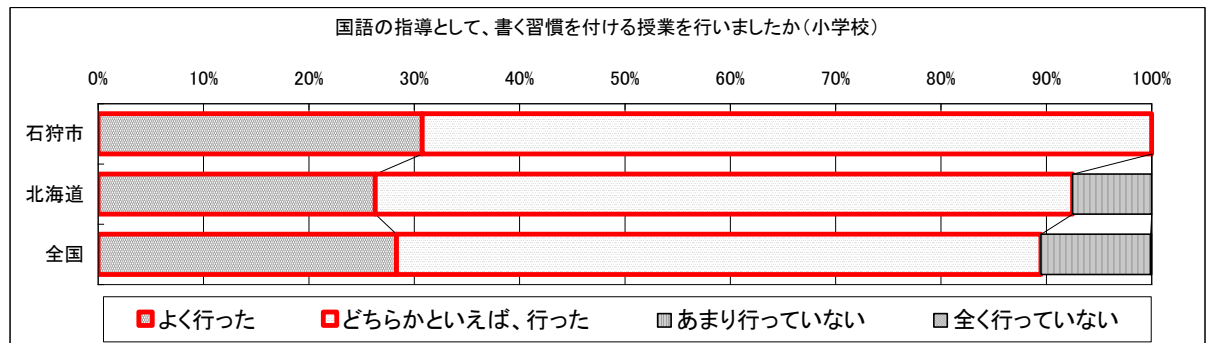


○家庭学習の取組として、児童生徒に家庭での学習方法の具体例を挙げながら教えるようにしている学校の割合は、小学校・中学校ともに 100% で全国と比べて、小学校では 11.7 ポイント、中学校では 15.9 ポイント高い。

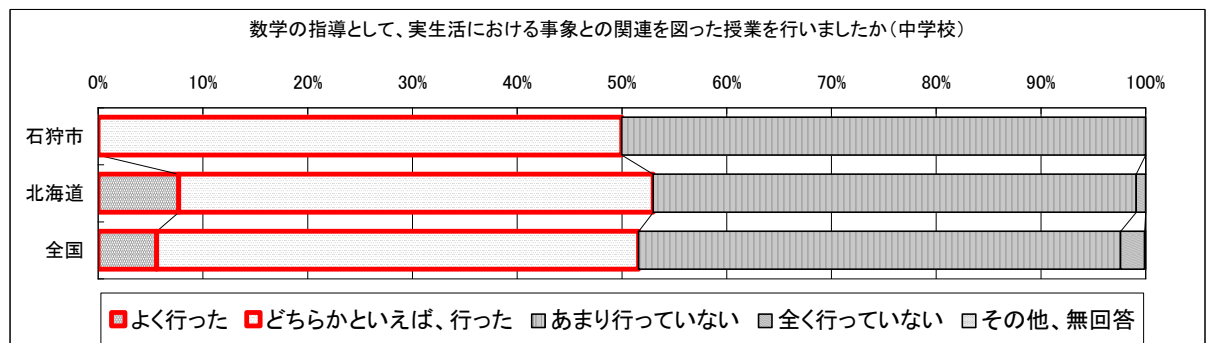
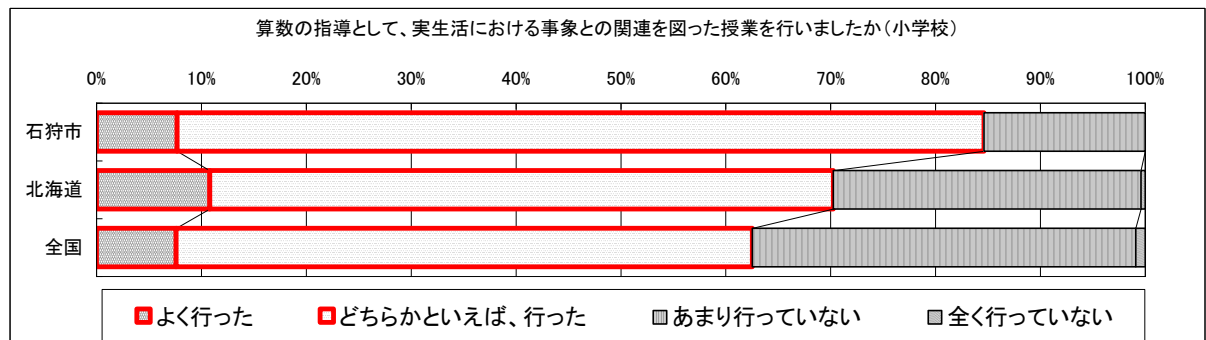


【指導方法】

○国語の指導として、書く習慣を付ける授業を行っている学校の割合は、小学校・中学校ともに100%で、全国と比べて、小学校では10.6ポイント、中学校ではポイント8.9高い。

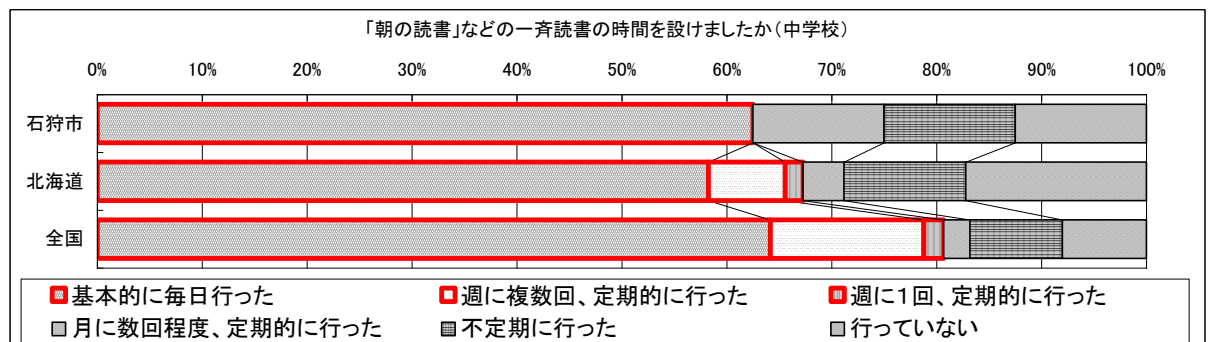
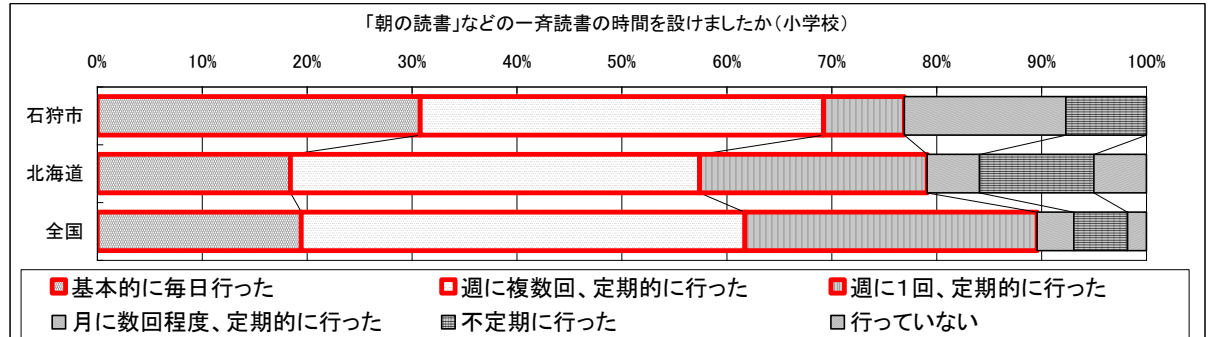


○算数・数学の指導として、実生活における事象との関連を図った授業を行った学校の割合は、小学校においては84.6%で全国に比べて22.0ポイント高く、中学校においては50.0%で全国に比べて1.6ポイント低い。

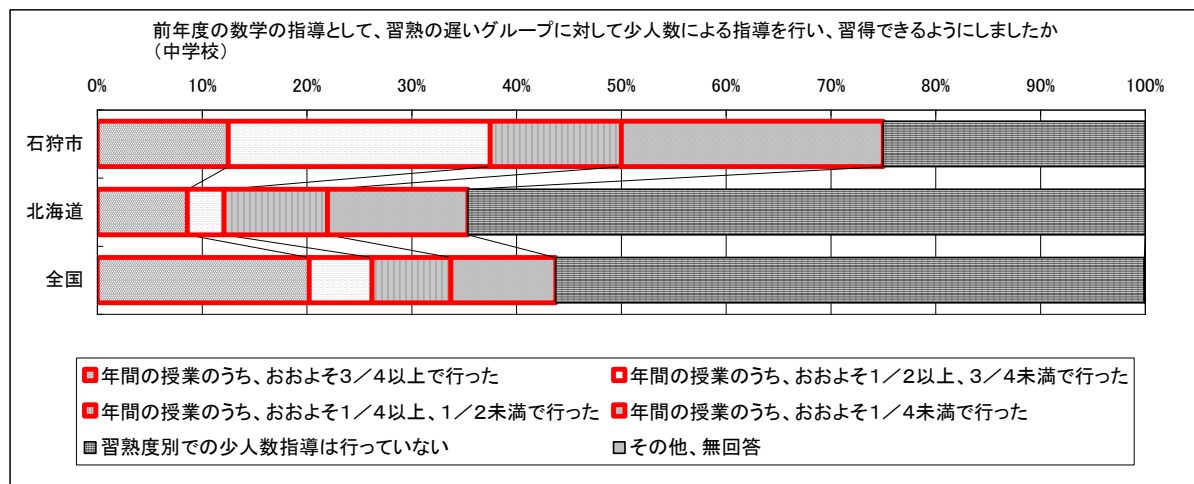
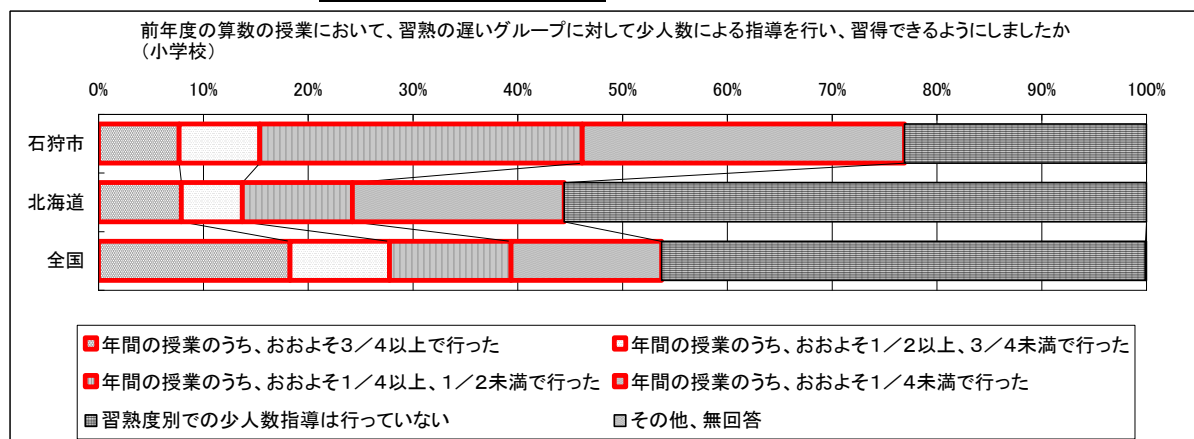


【学力向上に向けた取組等】

○週に1回以上定期的に「朝の読書」などの一斉読書の時間を設けている学校の割合は、小学校においては76.9%で全国に比べて12.5ポイント低く、中学校においては62.5%で全国と比べて、18.1ポイント低い。

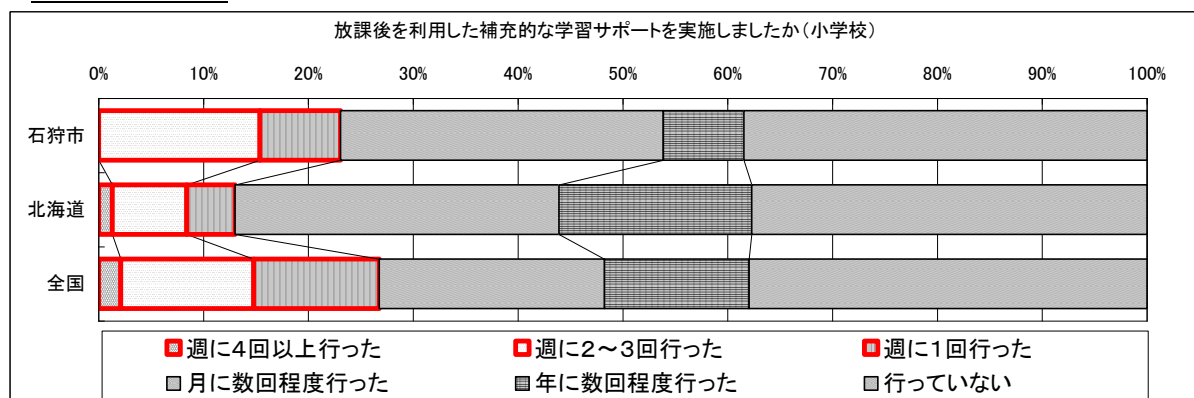


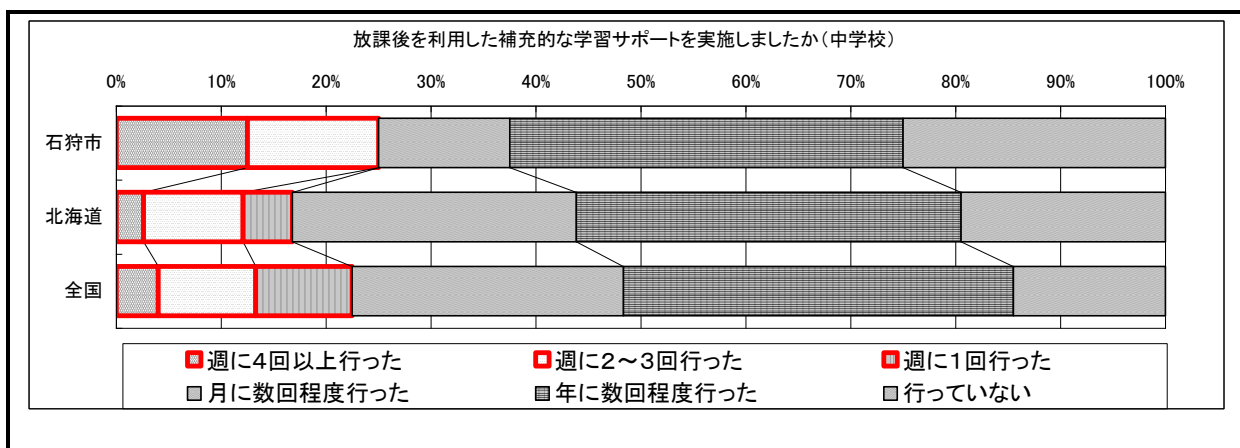
○前年度の算数・数学の授業において、習熟の遅いグループに対して少人数による指導を行い、習得できるようにした学校の割合は、小学校においては 76.9% で全国と比べて 23.1 ポイント高く、中学校においては 75.0% で全国と比べて 31.3 ポイント高い。



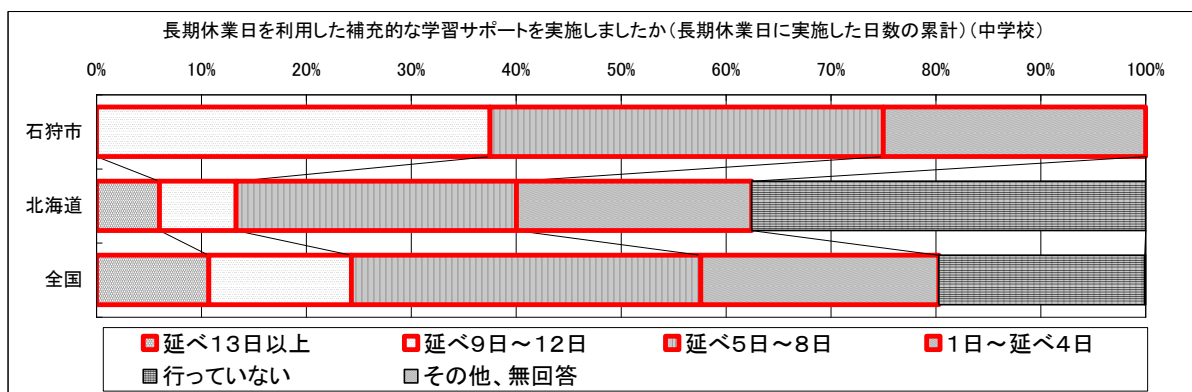
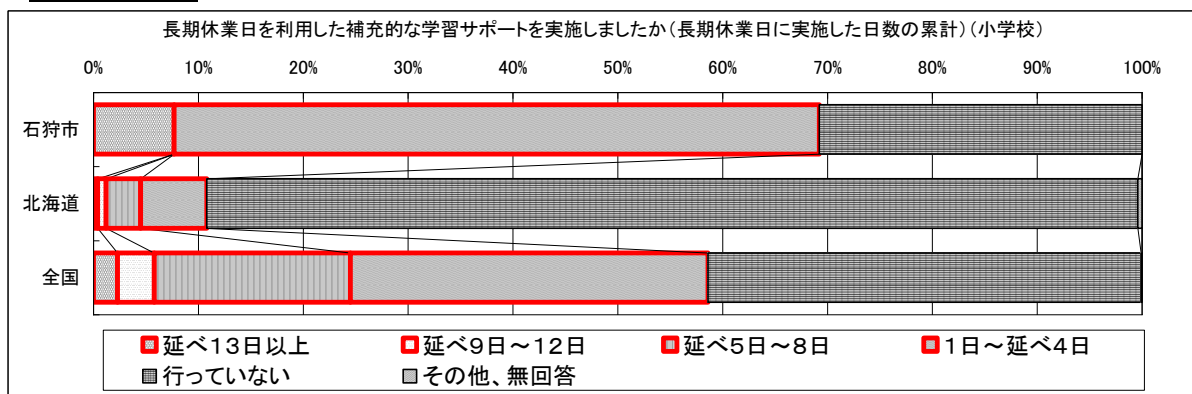
【学習時間等】

○週に1回以上、放課後を利用した補足的な学習サポートを実施している学校の割合は、小学校においては 23.1% で全国と比べて 3.7 ポイント低く、中学校においては 25% で全国に比べて 2.5 ポイント高い。



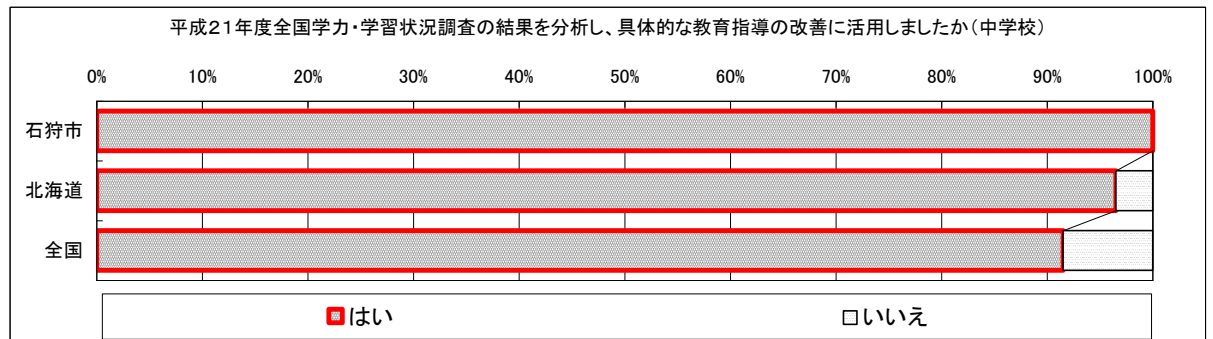
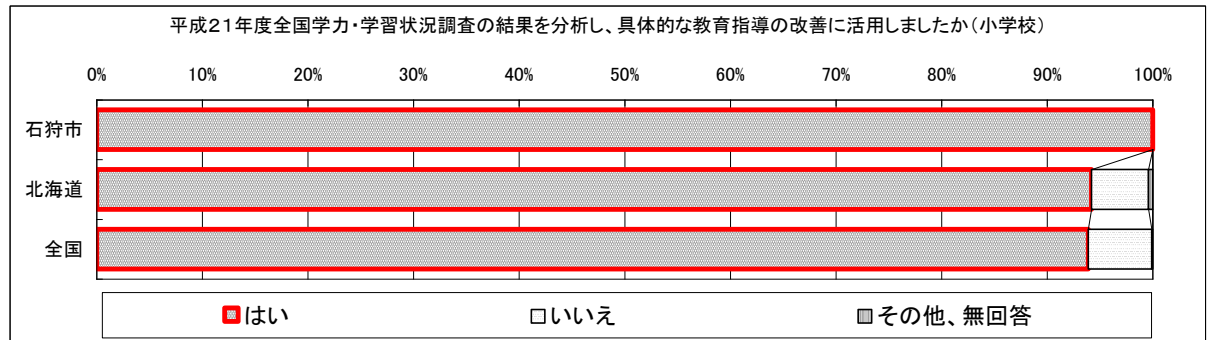


○長期休業日を利用した補足的な学習サポートを実施している学校の割合は、小学校においては69.2%で全国と比べて、10.6ポイント高く、中学校においては100%で全国と比べて、19.7ポイント高い。

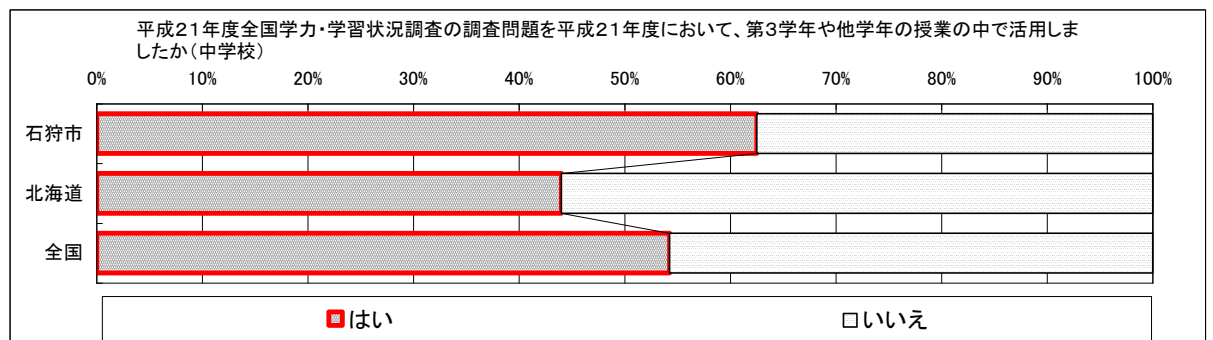
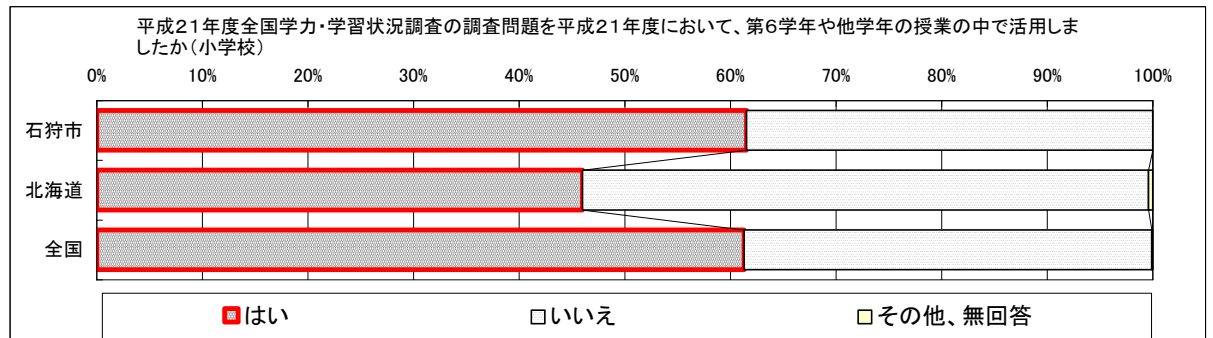


【全国学力・学習状況調査の活用】

○全国学力・学習状況調査の結果を分析し、具体的な教育指導の改善に活用した学校の割合は、小・中学校ともに 100%で全国と比べて小学校で 6.1 ポイント、中学校で 8.5 ポイント高い。



○全国学力・学習状況調査問題を、授業の中で活用した学校の割合は、小学校においては 61.5% で全国とほぼ同様、中学校においては 62.5% で全国に比べて 8.3 ポイント高い。



<協議事項 3>

石狩市奨学金の状況について

1. 石狩市奨学金条例の現状

(1) 支給金額

- 高校生：月額 5,000 円（入学支度資金 5,000 円）
- 高専：月額 7,000 円（入学支度資金 5,000 円）
- 大学生：月額 7,000 円（入学支度資金 10,000 円）

(2) 支給時期

- 7, 12 月に支給

(3) 申請者数と受給決定者数

- 平成 22 年度 高校生 72 名のうち 35 名、大学生 20 名のうち 12 名を決定
- 景気低迷等により申請件数が年々増加していることから、平成 21 年度以降、奨学金の枠を大幅に増額している。しかし、奨学基金を原資としているため、将来的な財源確保が課題となっている。
- 市民の経済環境悪化により、受給申請が増加している。
- 平成 21 年度は補正予算を組み、支給金額と受給者を増加した。

年 度	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2
申 請 件 数	高 33、大 8	高 42 大 13	高 35 大 18	高 53 大 17	高 72 大 20
支 給 件 数	高 15、大 4	高 14、大 5	高 14、大 9	高 34、大 13	高 35、大 12
事 業 費	1, 286 千円	1, 305 千円	1, 676 千円	3, 292 千円	3, 238 千円

2. 課題

- 学用品、学校諸費などについては年初に支出することが多いことから、これまでの年 2 回（7 月、12 月）支給では、タイミングが合っていない。
- 支給金額が少ない。
- 高校授業料の無償化等により、市奨学金の意義見直し。

〈協議事項 3〉

石狩市奨学金の状況について（追加資料）

3. 高校生活に必要な経費

公立高校

項目	金額
教材費	33,670
その他	87,050
合計	120,720

項目	金額
入学準備金（制服、体操着等）	60,985
入学金	5,650
合計	66,635

私立高校

項目	金額
教材費	21,695
その他	280,000
合計	301,695

項目	金額
入学準備金（制服、体操着等）	83,350
入学金	300,000
合計	383,350

授業料	181,200
-----	---------

4. 石狩市奨学基金の残高等について

項目	金額	備考
平成21年度末現在高	46,586,461 円	
平成22年度末現在高	43,573,461 円	(見込み)
平成23年度末現在高	40,262,461 円	(見込み)

5. 通学費の支援

高校再編に伴い、遠距離通学等となる場合において、通学費や下宿費にかかる経済的な支援

(1) 通学：13,000円を超えた額（参考：幌～中央バスターミナル 通学定期代金 37,200円）

(2) 下宿：13,000円を超えた額

○石狩市奨学金支給条例

昭和 49 年4月3日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、向学心に燃え、その能力があるにもかかわらず経済的な理由によって修学困難な学生、生徒に対し奨学金を支給し、もって有用な人材を育成することを目的とする。

(奨学生)

第2条 奨学金の支給を受ける者(以下「奨学生」という。)は、石狩市民であつて、次に掲げる条件を備えたものでなければならない。

- (1) 大学、高等専門学校又は高等学校に在学すること。
- (2) 学資に乏しいこと。
- (3) 身体が健康であること。
- (4) 学業が優良で性行が善良であること。

(願出)

第3条 奨学生になることを希望する者は、在学し、又は在学した学校長の副申を添えて教育委員会に願書を提出しなければならない。

(奨学生の選定)

第4条 奨学生は、年度ごとに教育委員会が選定する。

(奨学審議委員会)

第5条 前条の選定その他奨学資金の支給に関し教育委員会の諮問に応ずるため石狩市奨学審議委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

2 委員会の委員は、15 人以内とし、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内学校長
- (2) 民生委員
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育委員会が定める。

(奨学金の種類及び額)

第6条 奨学金は、毎年度予算の範囲内で、これを支給するものとする。ただし、1人に対する支給金額は、次の表に掲げる額を超えることはできない。

区分	種類	月額奨学金	入学仕度資金
大学学生		7,000 円	10,000 円
高等専門学校学生 (第4学年及び第5学年)		7,000 円	
高等専門学校学生 (第1学年から第3学年)		5,000 円	5,000 円
高等学校生徒		5,000 円	5,000 円

(奨学金の廃止、休止及び減額)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の交付を廃止し、休止し、又は減額する。

- (1) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (2) 傷い又は病気のため学業を続ける見込みがないとき。
- (3) 休学したとき。
- (4) 第2条に定める資格を欠いたとき。
- (5) その他教育委員会が奨学金の交付の必要がないと認めたとき。

(奨学生の義務)

第8条 奨学生は、その在学する学校長を経て毎学年末の学業成績表を教育委員会に提出しなければならない。

2 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学をしたとき。

(2) 本人の身分、住所その他学業継続上の重要事項に異動が生じたとき。

(補則)

第9条 この条例に定めるものを除くほか、奨学資金の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条に定める奨学資金の支給については、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(平成6年3月23日条例第5号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年8月12日条例第13号抄)

1 この条例は、平成8年9月1日から施行する。(後略)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置については、別に市長が定めることができる。

附 則(平成8年8月12日条例第16号)

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成11年8月2日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月19日条例第48号抄)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

○石狩市奨学金支給条例施行規則

昭和 49 年 12 月 26 日教育委員会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、石狩市奨学金支給条例(昭和49年条例第1号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(市民の範囲)

第2条 条例第2条の石狩市民は、その親若しくはこれに代わるべき者が本市内に住所を有する者を含むものとする。

(奨学生の願書)

第3条 条例第3条の規定による願書は、奨学生願書(別記第1号様式。以下「願書」という。)によるものとし、これには次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 校長の奨学生推薦書(別記第2号様式)
 - (2) 過去3年間の学業成績証明書
 - (3) 家庭状況調書(別記第3号様式)
 - (4) 合格通知書の写し(上級学校進学者に限る。)
- 2 前年度に引き続いて奨学生になることを志願する者(以下「志願者」という。)は、前項第2号に掲げる証明書の添付を省略することができる。
- 3 第1項第1号の校長とは、志願者が在学する学校又は在学した学校の校長をいう。
- 4 前項の「在学する学校又は在学した学校」とは、志願者が現に在学する場合は当該学校をいい、志願者が現に在学していない場合は、最近在学した学校をいう。(以下同様とする。)
- 5 第1項の願書は、毎年3月25日から4月30日までの間に提出しなければならない。

(奨学生選定の時期)

第4条 奨学生の選定は、毎年5月31日までの間にこれを行う。ただし、同一年度内において奨学生を追加選定する場合は、随時これを行うものとする。

(奨学生選定の方法)

第5条 教育委員会は、第3条の定めるところにより提出された願書は、これを奨学審議委員会(以下「委員会」という。)の諮問に付する。

2 委員会は、前項の規定により諮問に付された願書について、別に委員会の諮問を経て教育委員会が定める奨学生選考基準(以下「選考基準」という。)に基づき審議を行い、奨学生となるべき者の氏名を教育委員会に答申するものとする。

3 教育委員会は、前項の委員会の答申を経て奨学生を選定する。

(選考基準)

第6条 前条第2項の選考基準には、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 学業、性行及び身体に関する判定基準

(2) 奨学生については、学資の支弁が困難であることに関する判定基準

(3) 奨学金の廃止、休止及び減額の基準

(委員会の委員)

第7条 条例第5条の規定により教育委員会が任命し、又は委嘱する委員は、委員に任命又は委嘱される理由となった資格又は役職を失ったときは、当然委員の職もまた、これを失うものとする。

2 補欠委員は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

(委員会の招集)

第8条 委員会は、必要に応じ教育委員会が招集する。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長、副委員長各々1名を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会議の議長となり会務を処理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。正副委員長ともに事故あるときは委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の議事)

第 10 条 委員会は、委員会委員の半数以上出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会の会議は、公開しない。

(選定通知書)

第 11 条 教育委員会は、奨学生を選定したときは、奨学生選定通知書(別記第4号様式)を本人に交付するものとする。

(奨学金の支給及び廃止の始期並びに減額の期間)

第 12 条 奨学金は、4月から支給する。

2 奨学金の廃止の時期並びに休止及び減額の期間は、その都度教育委員会が定める。

(奨学金支給の時期)

第 13 条 奨学金は、年2回に分けて支給する。

2 入学仕度資金は、第 11 条に規定する奨学生選定通知書を交付した後、速やかに支給する。

3 支給期日及び支給場所は、教育委員会が指定する。

(奨学金の廃止、休止及び減額の方法)

第 14 条 条例第8条の規定により奨学金を廃止し、休止し、又は減額したときは、教育委員会は、その都度これを委員会に報告する。

(奨学金廃止(休止、減額)通知書及び前払部分返還義務)

第 15 条 教育委員会が奨学金の廃止、休止又は減額の措置を行ったときは、奨学金廃止(休止、減額)通知書(別記第5号様式)により、これを本人に通知するものとする。

2 前項の通知を受けたときは、前払部分に相当する額を直ちに返還しなければならない。

一(奨学生原簿)

第 16 条 教育委員会は、奨学生の状況を明らかにするために、奨学生原簿(別記第6号様式)を備え付ける。

(学業成績表の提出)

第 17 条 条例第9条第1項の規定に基づく学年末学業成績表は、毎年4月 30 日までに提出しなければならない。

(届出の方法)

第 18 条 奨学生が、条例第8条第2項の規定に基づく届出をするときは、その事由が生じた日から 10 日以内に別記第7号様式から別記第 11 号様式により、身元保証人との連名をもって在学する、又は在学した学校長を経由するものとする。ただし、本人が疾病又は死亡などのため届け出るこ
とができないときは、身元保証人から届け出るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 10 月1日から適用する。

附 則(昭和 56 年2月 26 日教委規則第1号)

この規則は、昭和 55 年 12 月1日から施行する。

附 則(平成3年6月 26 日教委規則第 12 号)

この規則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則(平成7年6月 28 日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成8年8月 29 日教委規則第4号)

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成8年8月 29 日教委規則第5号)

この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則(平成 10 年3月 24 日教委規則第 13 号)

この規則は、平成 10 年4月1日から施行する。

附 則(平成 11 年2月 26 日教委規則第3号)

この規則は、平成 11 年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年5月 29 日教委規則第 17 号)

この規則は、平成 12 年5月 29 日から施行する。

附 則(平成 17 年9月 26 日教委規則第 25 号)

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年2月 21 日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

石狩市教育委員会特定事業主行動計画(後期計画)素案

平成23年 月
石狩市教育委員会

I 基本的事項

(1) 目的

年々少子化が進行している中、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境の整備に、国、地方公共団体、事業主など様々な主体が社会を挙げて取り組んでいくために、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）が成立しました。

法第19条では、国や地方公共団体等を「特定事業主」と定め、一つの事業主としての立場から職員の子どもの健やかな育成のための計画を策定するよう義務付けられています。

法第7条の規定に基づく行動計画策定指針が平成21年3月に全部改正されたことに伴い、同指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、事業主としての立場から、新たに石狩市立学校職員（以下「職員」という。）の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の視点を加え、より一層「職員だれもが働きやすい職場づくり」を推進するため、本行動計画を策定しました。

(2) 計画期間

法は、平成17年度から10年間の時限立法であり、本行動計画は、その後半の期間である平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間としています。

(3) 計画の推進体制

- ① 本計画を効果的に推進するため、教育委員会事務局及び校長会等と連携を図りながら、本計画の実施状況を把握し、その結果や職員ニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を行います。
- ② 本計画の取組み状況は公表することとし、計画の見直しがあった場合は、その内容を速やかに周知することとします。

II 具体的な内容

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇の制度について周知徹底を図ります。
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図ります。
- ③ 妊娠中及び産後1年未満の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の工

夫・見直しを行います。

- ④ 妊娠中及び産後１年未満の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととします。

（２）子どもの出生時等における父親の休暇の取得の促進

- ① 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇を活用しての連続休暇の取得促進について意識啓発、周知徹底を図ります。
- ② 父親が特別休暇等を取得しやすい職場の雰囲気醸成と相互応援体制の整備を図ります。
- ③ 父親の育児参加のための特別休暇制度及び育児休業等について周知徹底を図り、これら休暇等の取得を促進します。

（３）育児休業等を取得しやすい環境の整備

ア 育児休業等の周知

- ① 育児休業、育児短時間勤務又は育児のための部分休業に関する制度の周知徹底を図るとともに、特に男性職員の育児休業、育児短時間勤務又は育児のための部分休業の取得促進についての意識啓発に努めます。
- ② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続きや共済組合の給付金等経済的支援措置について説明を行います。

イ 育児休業等を取得しやすい雰囲気の醸成

- ① 校長会等の場において、育児休業、育児短時間勤務又は育児のための部分休業の制度の趣旨を周知徹底するとともに、各所属長は職員の意識改革に努めます。
- ② 育児休業の取得の申し出があった場合、本人の希望を踏まえ、当該職員が安心して育児休業を取得できるよう、業務分担の工夫・見直しを行います。

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 各種制度の内容、復帰後の勤務内容に対する照会・相談、必要な資料の送付依頼など気兼ねなくできるよう、職場での相互応援に努めます。
- ② 職場復帰時に育児休業期間中の担当業務の経過等の説明をするとともに、仕事と子育ての両立の観点から業務分担の工夫・見直しを検討し、職場全体での相互応援体制を確立します。

エ 育児休業等の取得時の代替要員の確保

- 育児休業や育児短時間勤務の取得に伴って必要となる代替職員の確保については、同職種の職員の確保にできる限り努めます。

※ 以上のような取組を通じて、育児休業の取得率を、

男性 １０％以上

女性 おおむね１００％ とする。

(4) 時間外勤務の縮減等

ア 勤務時間の割り振り

- 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員が早出・遅出勤務を申し出た場合、当該職員に配慮して勤務時間を割り振ります。

イ 深夜勤務及び時間外勤務の制限の制度の周知

- 小学校就学の始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について周知徹底を図ります。

ウ 時間外勤務の縮減のための意識啓発等

- 時間外勤務縮減の強調運動期間を育児支援強化期間と位置付けるとともに、他機関の取組と連動させ、各所属において業務の実態に応じた退庁日を設定するなど、時間外勤務の縮減について、全職員の意識啓発を図ります。

エ 事務の簡素合理化の推進

- ① 職員に効率的な事務遂行の意識啓発を図り、職場での相互応援体制の整備と相互応援がしやすい雰囲気の醸成に努めます。
- ② 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性について十分検討のうえ実施し、併せて、既存の事業等との関係を整理し、廃止できるものは廃止します。
- ③ 会議・打合せを行う場合は、会議資料の事前配布などにより、短時間で効率的な進行ができるよう、工夫に努めます。

オ その他

- 時間外勤務の状況などを適正に把握するように努め、必要な情報の提供や必要に応じた指導を実施します。

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

- ① 校長会等の場において、休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行います。
- ② 管理職員が、休暇状況を把握するなど計画的な休暇取得をサポートし、年休等を取得しやすい環境づくりに努めます。
- ③ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、業務の計画的な執行管理や相互協力体制の整備を図ります。

イ 連続休暇等の取得の促進

次のような時期には、業務の調整を図り、できる限り連続した休暇取得となるよう努めます。

- ① 月曜日・金曜日と合わせた連続休暇
- ② 子どもの予防接種、健康診査実施日

- ③ 子どもの春休み、夏休み、冬休み
- ④ 入学式・卒業式・授業参観等学校行事・PTA行事
- ⑤ 国民の祝日、ゴールデンウィークや年末年始
- ⑥ 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日

※ 時間外勤務の縮減や積極的な休暇取得を図ることにより、職員1人当たりの年休の平均取得日数を16日以上となるよう努めます。

ウ 特別休暇の取得促進

- 小学校就学の始期に達するまでの子どもの予防接種を受けさせるための職務専念義務の免除、中学校の始期に達する子どもの看護（看病や通院付添など）を行うための看護休暇の制度を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、積極的に取得できる職場の雰囲気醸成を図ります。

（6）子育てに関する意識啓発の促進

- 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等を是正するため、子育て支援制度の趣旨等について、各種会議等を積極的に活用し、意識啓発に努めます。

（7）介護を行う職員の両立支援

- 家族等の介護を行う職員について、介護休暇・早出遅出勤務・超過勤務の制限など、子育てを行う職員と同様に取組を進めていきます。

Ⅲ 地域や職場を通じた子育て支援

（1）子育てバリアフリー

- 子どもを連れた人が気兼ねなく来校できるよう、親切、丁寧な応接対応を行うなどソフト面でのバリアフリーの取組を推進します。

（2）子ども・子育てに関する地域貢献活動

- 全道各地で行われる子ども・子育てに関する事業に率先して参加するとともに、周囲の職員へも参加を促します。

（3）交通安全の一層の徹底

- 子どもを交通事故から守るため、職員に対し、公用・私用の別を問わず、交通安全の徹底を図るよう、一層の注意喚起に努めます。

< 報告事項 >

4 学級がうまく機能しない状況（いわゆる「学級崩壊」）に関する調査結果について

石狩教育局からの通知日 平成22年12月21日

調査期間 平成22年12月21日～平成23年1月14日

調査対象 平成22年度・21年度の市内小中学校の状況について調査

【質問】

1. 「学級がうまく機能しない状況」はありましたか

※以下は「あった」「兆候がみられた」と回答した学校のみ

2. (1) 該当する学年の学級数

(2) 該当する学級の状況

①発生時期・期間・状況（具体的に）

②原因・要因

③学校としての対応

④学校での対応結果

【調査結果】

●平成22年度

学級がうまく機能しない状況にあった

該当学校（学級）なし

学級がうまく機能しない兆候がみられた

①南線小学校 1年

②南線小学校 5年

③樽川中学校 2年

●平成21年度

学級がうまく機能しない状況にあった

該当学校（学級）なし

学級がうまく機能しない兆候がみられた

①南線小学校 6年

②花川南小学校 5年

③樽川中学校 1年

●主な原因・要因

- ・学級担任と子どものコミュニケーション不足
- ・特別な配慮を必要とする子どもがいた

●学校としての主な対応

- ・TTなど複数教員による指導
- ・職員会議等による情報交換

●学校での対応の結果

全て「解決した」または「改善が見られた」